

幸せデザイン 大東

- ・第5次大東市総合計画
- ・第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

大東市

「幸せデザイン 大東」 目 次

はじめに

第1章 策定に向けた現状・実績・課題分析

1. 幸せデザイン 大東について

- (1) 幸せデザイン 大東の構成
- (2) 幸せデザイン 大東の位置づけ

2. 社会の情勢と大東の特性・課題

- (1) 少子高齢化、人口減少社会の到来
- (2) 住民福祉の向上と安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり
- (3) まちを支える担い手育成の必要性
- (4) ライフスタイル・価値観の変化への対応
- (5) 地域の特性をいかした活力ある社会の創生

3. まちづくりに必要な視点

第2章 第5次大東市総合計画

- (1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成
- (2) まちづくりの理念と政策の視点
- (3) 基本目標
- (4) 人口とまちづくりの考え方
- (5) まちづくりの展開方針と主なターゲット
- (6) Society5.0時代のSDGsとスマートシティの取組み
- (7) 都市構造の考え方
- (8) 財政基盤強化の考え方
- (9) 分野別計画について

第3章 第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- (1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成
- (2) 基本的な考え方
- (3) 施策体系と重点分野
- (4) ①重点分野の取組み
②総合戦略の推進を下支えする体制
～行政サービス改革～
- (5) 総合戦略の検証について

第4章 幸せデザイン 大東 参考資料

- (1) 大東市総合計画改訂方針
- (2) 大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針
- (3) 審議会等名簿
- (4) 審議会等検討経緯
- (5) 関連法規等
- (6) 諮問・答申
- (7) 分野別計画一覧
- (8) 用語集
- (9) 市の施策解説集
- (10) 出典
- (11) SDGsの17のゴール

はじめに

改訂の趣旨

～大東市総合計画・大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化について～

「総合計画」は、総合的なまちづくりの方向性を示したものの、また、「総合戦略」は、市の重要施策を示したものであることから、双方は互いに深い相関関係にある。

そのため「総合計画」及び「総合戦略」の見直しにおいては、改訂のタイミングを合わせ、双方を一体的に捉えて議論を進め、中長期のまちづくりの理念と方向性は「総合計画」で、その理念と方向性に基づき、短期間で取り組む戦略・施策は「総合戦略」に位置づけ、まちづくりの方向性に整合性を持たせ、明確で分かりやすい指針とするべく議論を重ねてきた。

その結果、これまでの「総合計画」「総合戦略」の立て付けを再整理し、新たな体系の中で一体的に「総合計画」「総合戦略」を策定することが望ましいとの考えから、「第5次大東市総合計画」「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定し、両者を取りまとめて「幸せデザイン 大東」とし、新たな指針を定めるものである。

目次

第1章 策定に向けた現状・実績・課題分析

1. 幸せデザイン 大東について	
(1) 幸せデザイン 大東の構成	1-4
(2) 幸せデザイン 大東の位置づけ	1-5
2. 社会の情勢と大東の特性・課題	
(1) 少子高齢化、人口減少社会の到来	1-7
(2) 住民福祉の向上と安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり	1-18
(3) まちを支える担い手育成の必要性	1-21
(4) ライフスタイル・価値観の変化への対応	1-25
(5) 地域の特性をいかした活力ある社会の創生	1-29
3. まちづくりに必要な視点	1-35

1. 幸せデザイン 大東について

(1) 幸せデザイン 大東の構成

幸せデザイン 大東

「第5次大東市総合計画」と「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総称。市の諸計画及び諸施策等の「総合的基準」を示す。

第5次 大東市総合計画

大東市自治基本条例(平成17年条例第26号)に基づき策定。10年間の市がめざすまちづくりの方向性を示す。

〈計画期間〉令和3(2021)年度～令和12(2030)年度までの10年間

- ・計画の目的・位置づけ・計画期間・構成
- ・まちづくりの理念と政策の視点
- ・基本目標
- ・人口とまちづくりの考え方
- ・まちづくりの展開方針と主なターゲット
- ・Society5.0※時代のSDGsとスマートシティ※の取組み
- ・都市構造の考え方
- ・財政基盤強化の考え方
- ・分野別計画について

第2期 大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき策定。

「第5次大東市総合計画」で定めたまちづくりの理念と方向性を踏まえ、その実現に向けた戦略的な取組みを示す。

〈計画期間〉令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの5年間

- ・計画の目的・位置づけ・計画期間・構成
- ・基本的な考え方
- ・施策体系と重点分野
- ・重点分野の取組み
- ・総合戦略の推進を下支えする体制 ～行政サービス改革～
- ・総合戦略の検証について

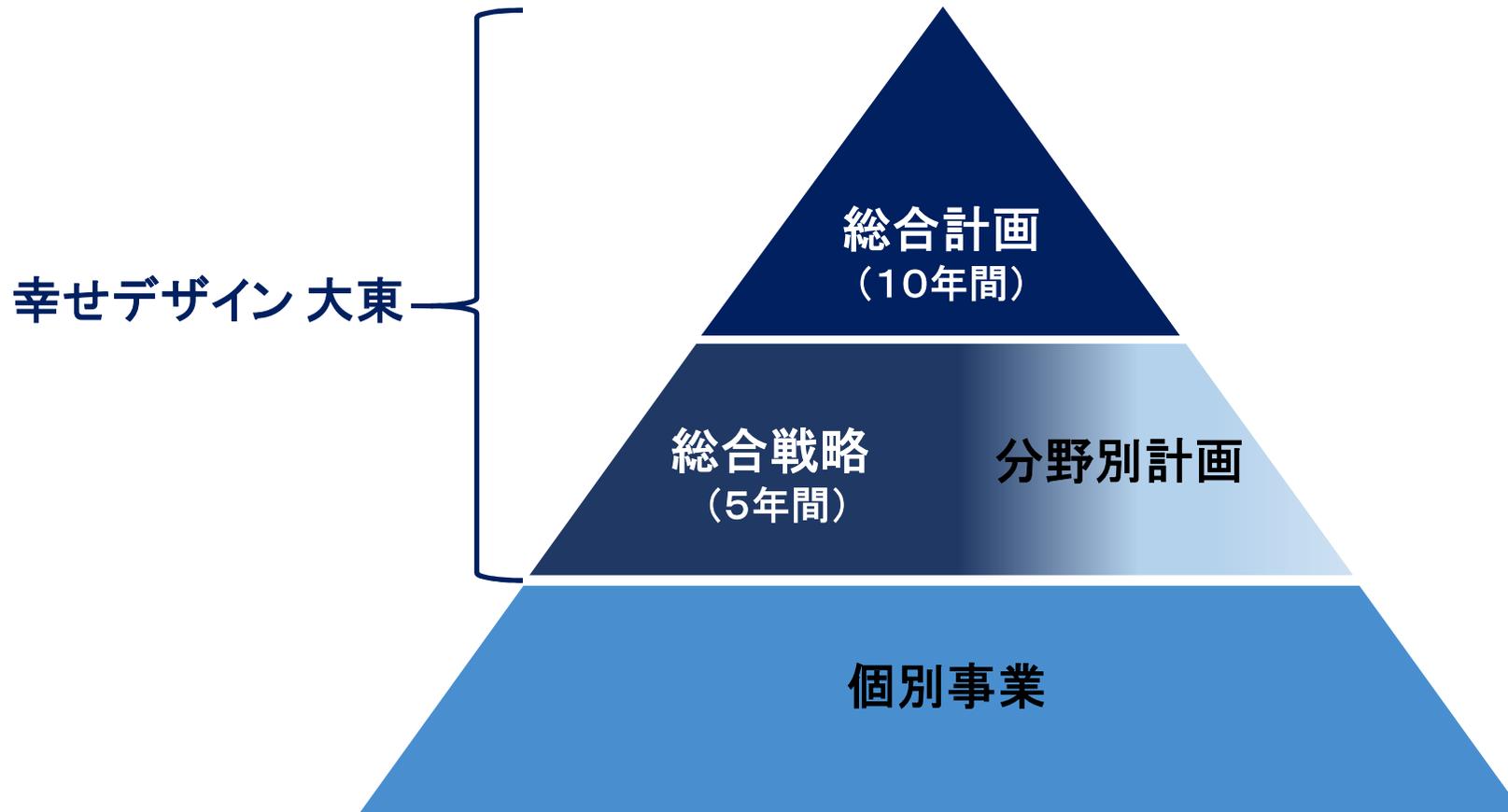
(2) 幸せデザイン 大東の位置づけ

「幸せデザイン 大東」は、「第5次大東市総合計画」(以下本章において「総合計画」という。)と「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下本章において「総合戦略」という。)から成る。

このうち、「総合計画」は、全ての分野別計画に通ずる共通の理念と方向性を示す「総括」としての役割と、個々の手法や施策などは各分野の計画に「分権」を進める役割を有している。

また、「総合戦略」は、総合計画に掲げる理念と方向性に基づき取り組む、「まち」「ひと」「しごと」の3分野における重要施策を示している。

【概念図】



2. 社会の情勢と大東の特性・課題

(1) 少子高齢化、人口減少社会の到来

社会情勢

<少子高齢化の進行>

- 日本の総人口は、平成20(2008)年をピークに減少局面に入り、本格的な人口減少社会が到来している。
- 団塊ジュニア世代が40代になる中、年間出生数は全国的な減少が続いている。夫婦が理想の子ども数を持たない理由は、若い世代では経済的負担が多く、30代後半以降は「高年齢で産むのはいやだから」「欲しいけれどもできない」といった理由が増加している。*
- 総人口が減少する中で高齢化率は上昇を続け、令和18(2036)年には、33.3%に達する見込みとなっている。その後、令和24(2042)年をピークに、高齢者人口は減少に転じるも、高齢化率は上昇を続け、令和47(2065)年には38%を超えると推計されている。*

<東京一極集中是正の潮流>

- 全国的な人口減少が進む中、東京圏への一極集中に歯止めがかからない状況が続いてきたが、新型コロナウイルス感染拡大によって生活様式や価値観が変化し、一極集中から地方分散への動きが垣間見える。

大東の特性や課題

「人口減少と地域別特徴」

- 人口推移をみると、第1期にあたる総合戦略策定時(平成27(2015)年9月末)には人口約12万3,500人だったのが、令和2(2020)年7月末には12万人を割り込むなど、**減少が続いている**。
- 地域別にみると、東部地域では人口減少が進む一方で、西部地域では人口増加を維持している町丁目もあるなど、**市域の中でも特性が異なっている**。
- 人口減少等に伴い、**空き家が増加する傾向にある**。

「出生率(数)の低迷」

- 大阪府内では比較的高い合計特殊出生率を維持しているが、平成24(2012)年に出生数が1,000人を下回って以降、**自然減※が続**き、令和2(2020)年には出生数が799人となった。

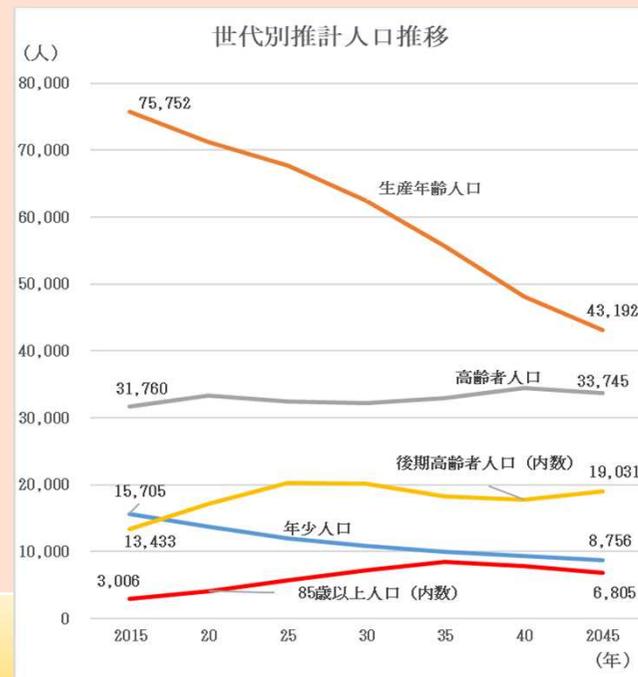
「子育て世代の社会減の改善」

- 令和元年度には**転出超過が縮小する**など、「子育てするなら、大都市よりも大東市。」をブランドメッセージに、これまで取り組んできた子育て世代の**流入・定住促進の取組みの効果**が現れはじめている。

大東の特性や課題

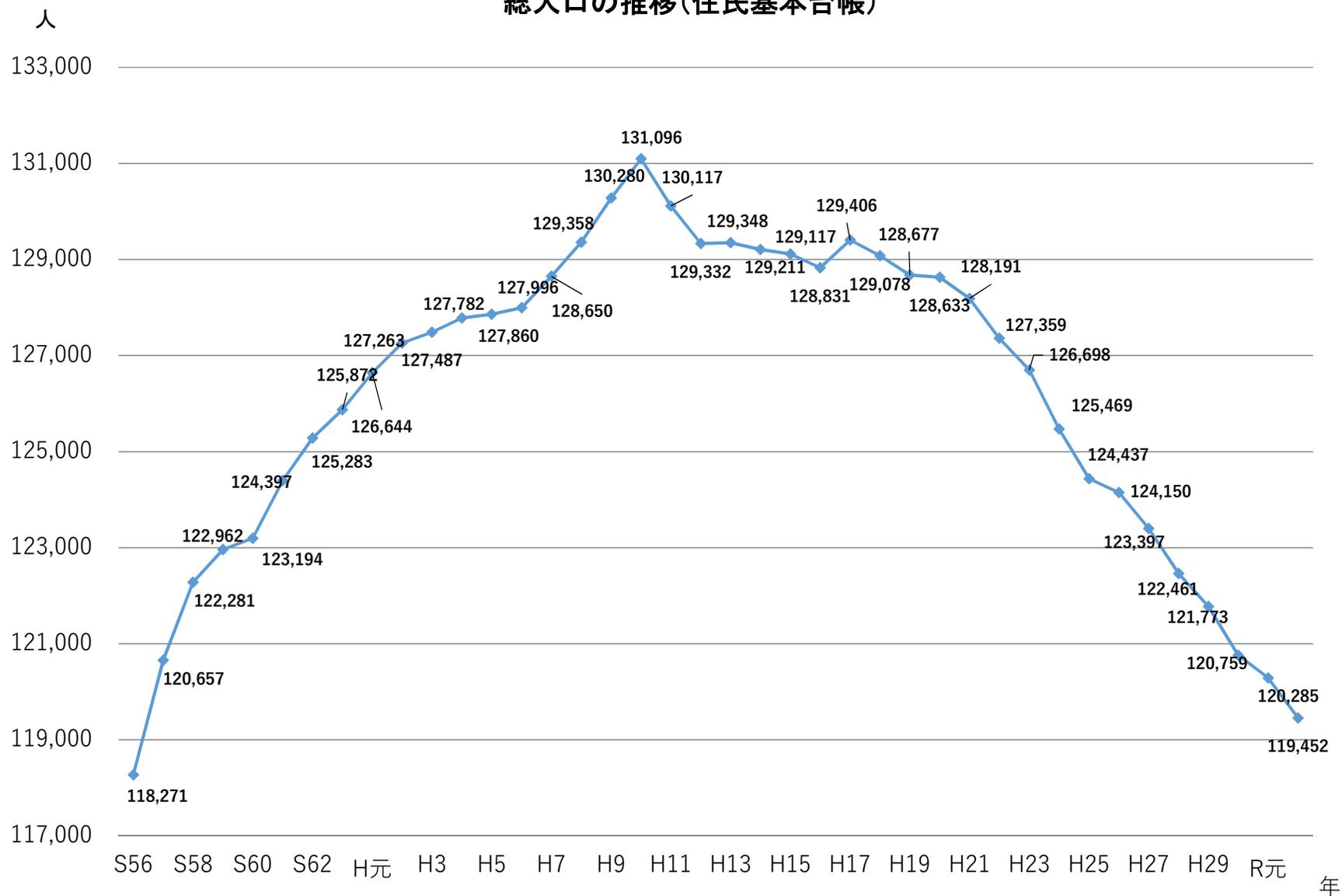
「高齢化の鈍化と地域別特徴」

- 15歳未満の人口割合が比較的維持されており、高齢化率は、北河内の中では低い値であり、「若いまち」を維持している。
- 地域別でみると、令和2(2020)年12月末現在、西部地域では23.90%、北部地域では28.11%、南部地域では27.33%、東部地域では31.76%と、東部地域の高齢化が進む一方で、西部地域では低く抑えられており、人口総数が維持・増加している地域ほど、高齢化率を低く抑えられていることがうかがえる。
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和2(2020)年には、高齢者数の急増期を脱し、以降は、団塊ジュニア世代の高齢化まで緩やかな増加に留まる見込みである。
- しかしながら、同推計のうち、高齢者の内訳をみると、75歳以上の後期高齢者人口は、令和12(2030)年以降に減少傾向に入るのに対し、85歳以上人口は、しばらくは増加傾向が続くと見込まれている。
- また、労働力人口の減少等を背景に、市税や地方交付税等の一般財源が横ばいで推移する一方で、歳出においては、高齢化が一定進行することにより、扶助費や繰出金等が増加し、財政構造の硬直化の傾向が見られる。



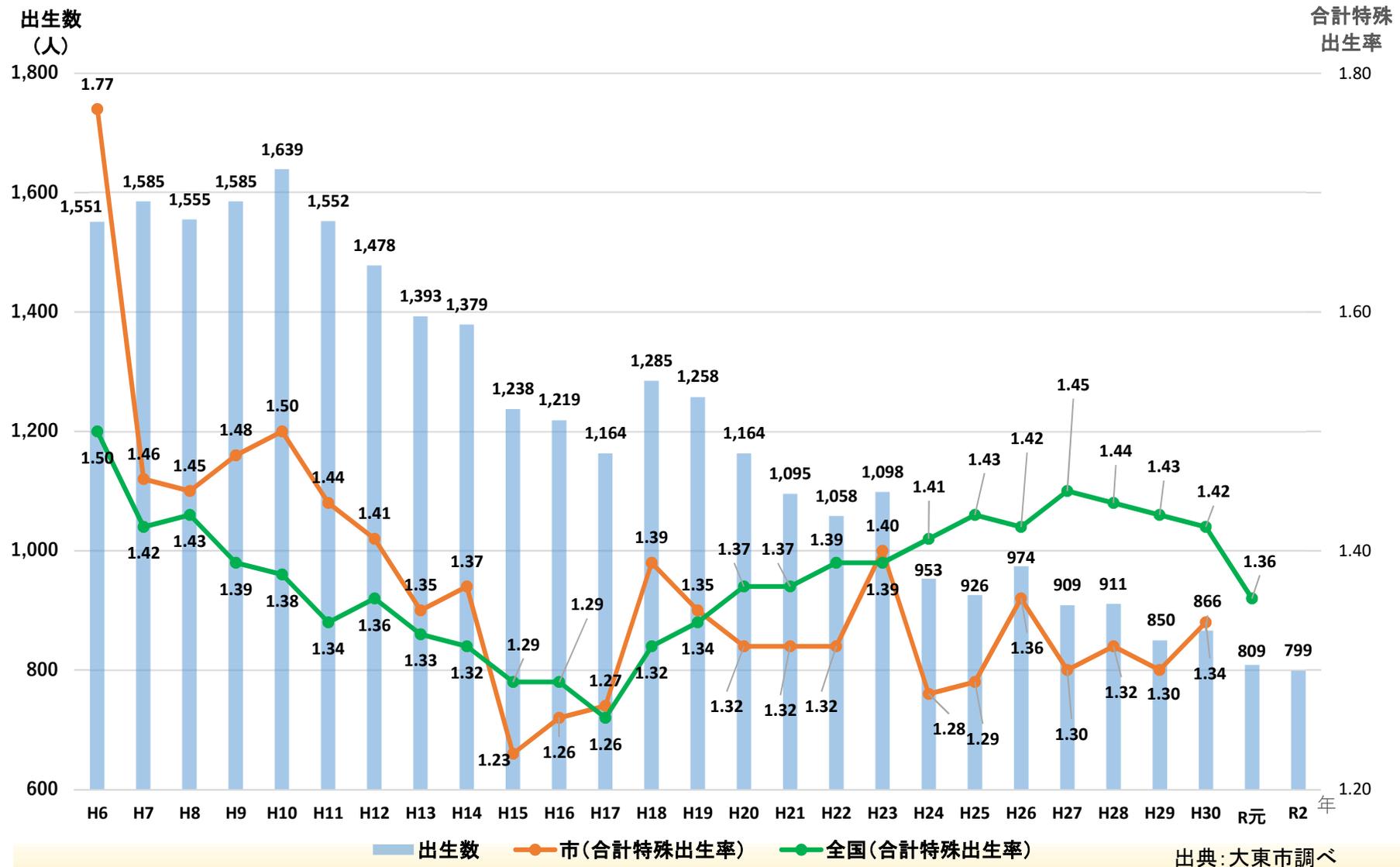
出典:大東市調べ

総人口の推移(住民基本台帳)

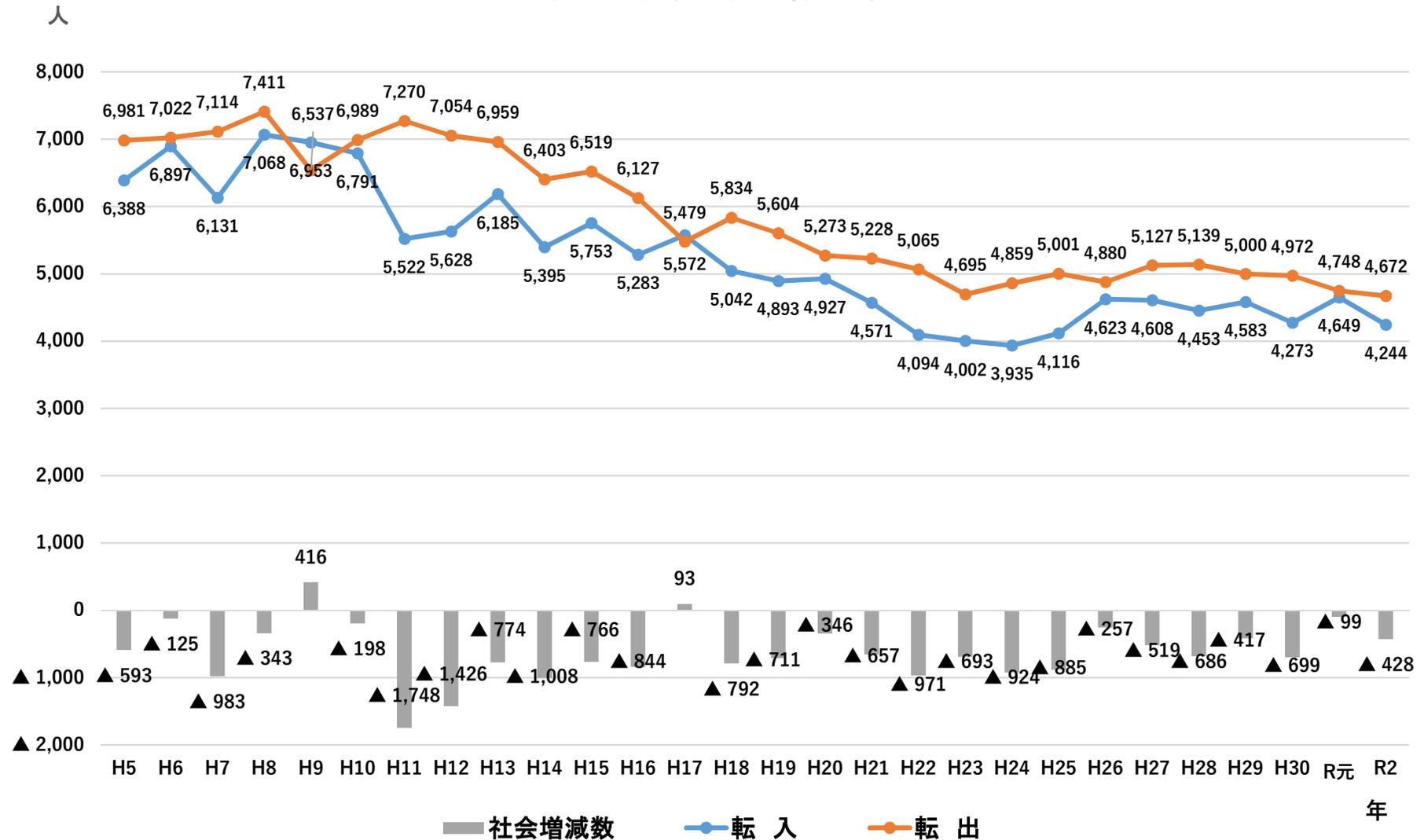


出典:住民基本台帳より大東市調べ(各年12月末現在)

出生数と合計特殊出生率

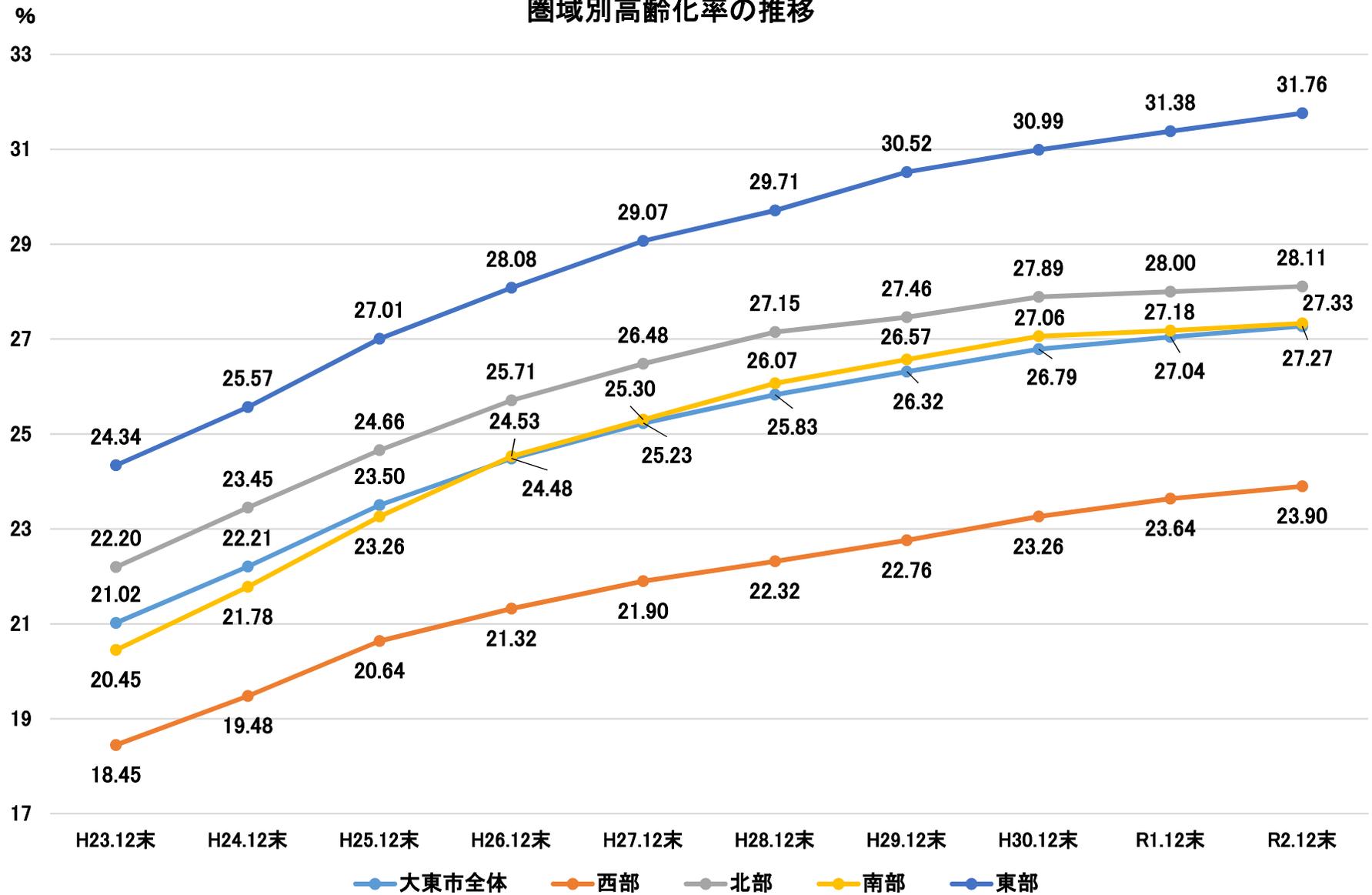


転出入者数と社会増減※数



出典：厚生労働省「人口動態統計」、大東市調べ

圏域別高齢化率の推移



出典：大東市調べ

《現状》 ～人口総数～

図 生産年齢（15～64歳）人口比率の分布

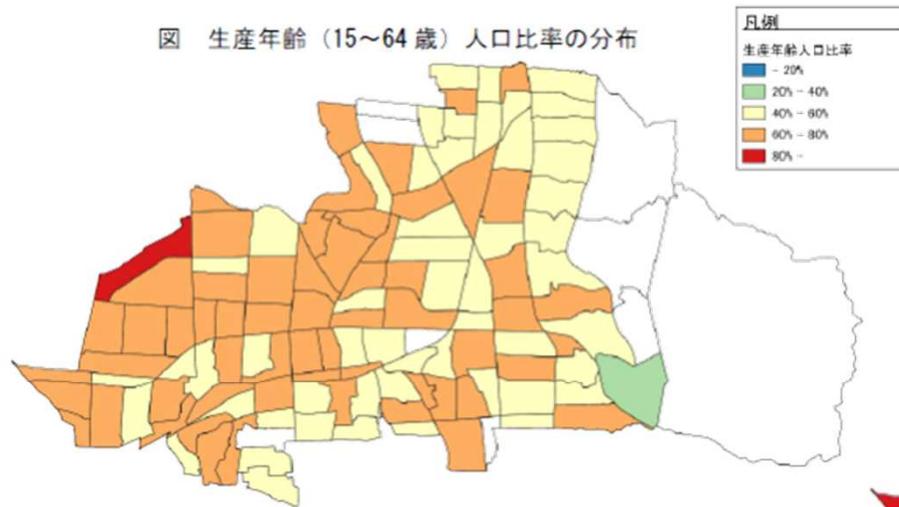


図 未来の担い手（年少人口14歳以下）比率の分布

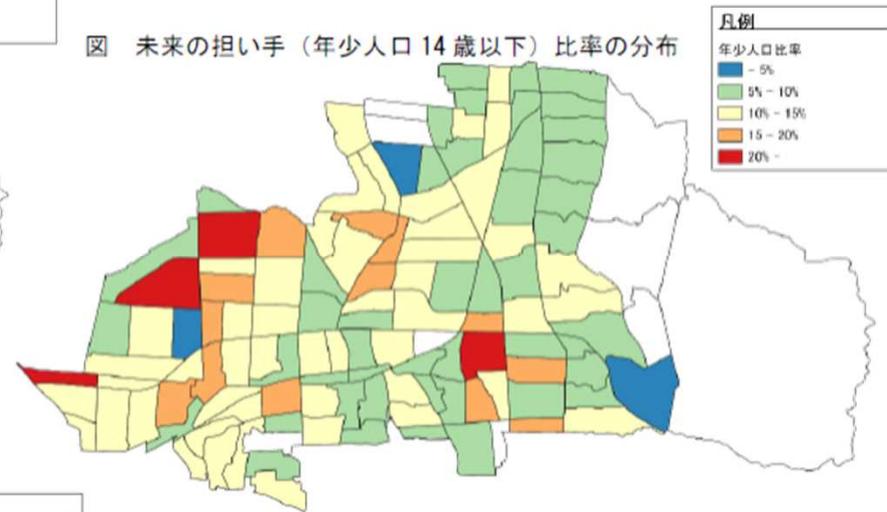
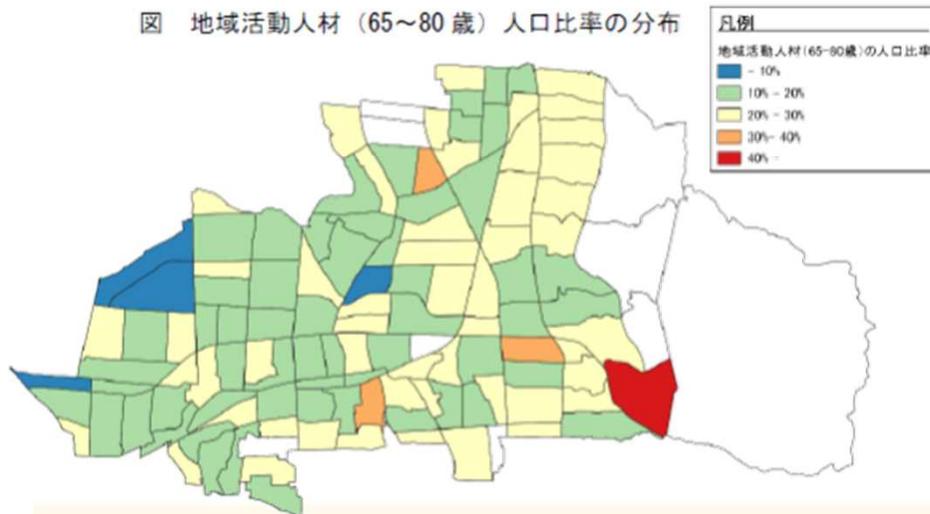


図 地域活動人材（65～80歳）人口比率の分布



出典：大東市調べ(R2.3月末)

歳入歳出の推移(普通会計)

(百万円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入計		41,406	45,527	41,806	42,279
	市税	16,790	16,911	16,890	16,938
	交付税・臨財債	5,712	6,218	6,378	6,717
	譲与・交付金	2,725	2,842	2,750	2,741
	地方債(臨財債除く。)	834	985	836	1,697
	その他	15,345	18,571	14,952	14,199
歳出計		40,544	44,793	40,900	46,531
	義務的経費	20,975	20,956	20,786	22,254
	(内 人件費)	5,291	5,422	5,154	5,185
	(内 扶助費)	11,815	12,034	11,848	12,455
	(内 公債費)	3,869	3,500	3,784	4,614
	投資的経費	2,050	2,934	2,976	4,347
	その他	17,519	20,903	17,138	19,930

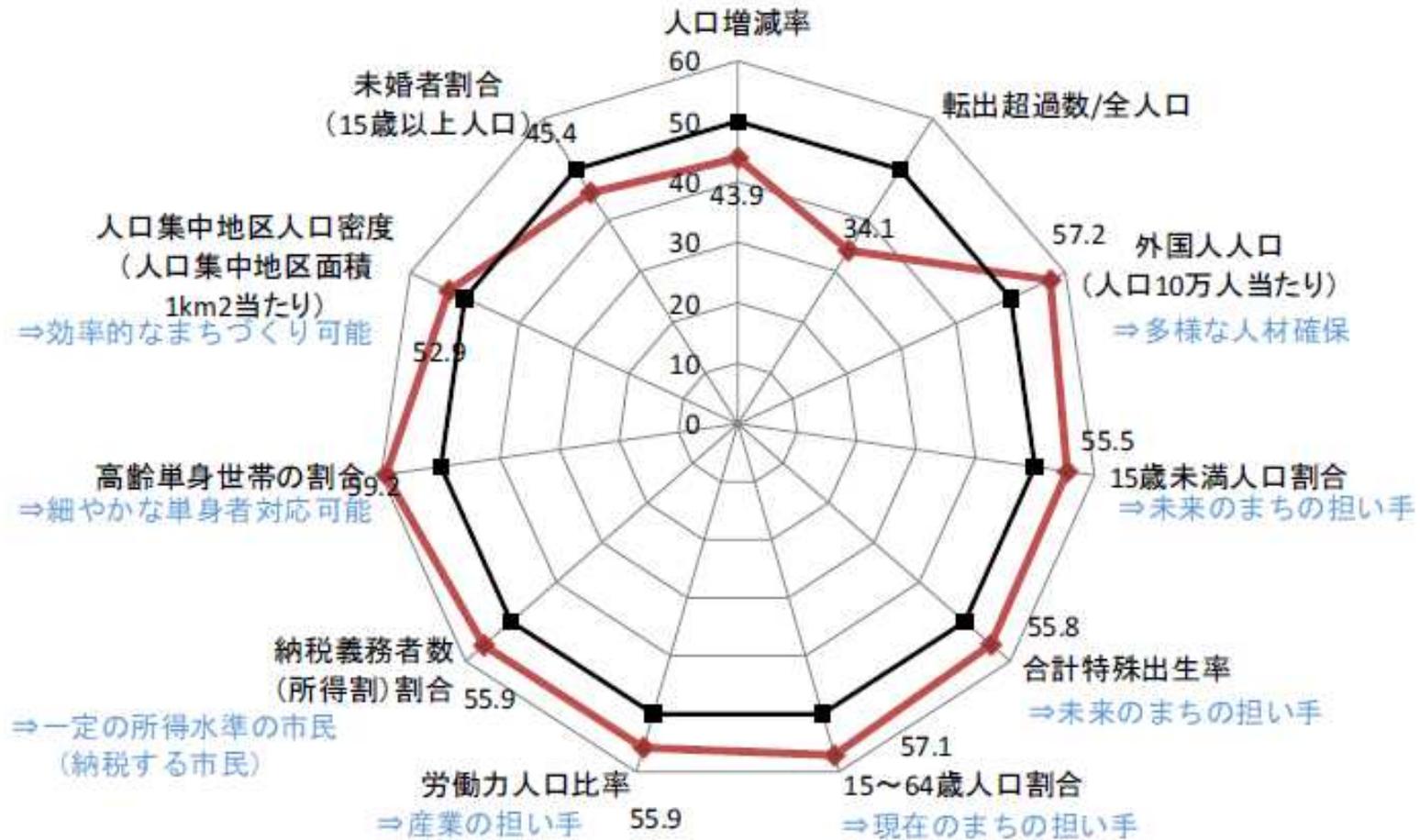
出典:大東市調べ

《人口の将来推計》

- ◆我が国全体の人口が減少する中、本市における将来の人口推計は、このままの傾向が続くとされる趨勢の推計では、令和12(2030)年には**約10万5千人(高齢化率30.5%)**と予測される。
〈国立社会保障・人口問題研究所推計(以下本頁において「社人研推計」という。)>
- ◆社人研推計よりも、合計特殊出生率が上昇(国のビジョンに準拠し、令和12(2030)年に1.8まで上昇)した場合には、
令和12(2030)年には**約11万人(高齢化率29.4%)**と予測される。〈大東市独自推計①〉
- ◆大東市独自推計①をベースとして、近年の社会移動の縮小傾向(平成22(2010)年～平成26(2014)年の転出超過数に比べ、平成27(2015)年～令和元(2019)年までの転出超過数は65%まで縮小)を踏まえ、大東市独自推計①に、転出超過数65%縮小すると仮定すると、
令和12(2030)年には**約11万2千人(高齢化率29.1%)**と予測される。〈大東市独自推計②〉
- ◆大東市独自推計①をベースとして、社会移動がゼロ(封鎖人口)と仮定すると、
令和12(2030)年には**約11万6千人(高齢化率28.7%)**と予測される。〈大東市独自推計③〉
- ◆大東市独自推計①をベースとして、近年、転出超過が多い年代(20～44歳)と、その子ども世代にあたる年代(0～14歳)を、毎年約1,200人転入超過させると仮定すると、
令和12(2030)年に**約13万人(高齢化率25.6%)**と予測される。〈大東市独自推計④〉
- ◆現在空き家になっている住宅(8,660戸:平成30(2018)年住宅土地統計調査より)に仮に3人世帯が入居すると仮定すると、**約26,000人の増加**が見込まれる。

ひと資源の比較（比較都市内偏差値）[#]

◆大東市(偏差値)



#比較都市

大阪市、池田市、守口市、枚方市、泉佐野市、
富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、
箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、四條畷市

出典：各種統計データより大東市作成

(2) 住民福祉の向上と安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり

社会情勢

<SDGsの推進>

- 行政の普遍的な役割は、住民福祉の向上であり、それは、貧困・不公平などをなくし、『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性※のある社会の実現をめざすSDGs(持続可能な開発目標)につながる。今後、SDGsにおける経済、社会、環境面の統合的取組みの効果として、地域活性化にもつながることが期待される。

<安全・安心・健康への意識の高まり>

- 近年、自然災害による甚大な被害に対する懸念が増しており、防災やまちの安全性に対する市民の意識はより一層高まっている。
- 加えて、今般の新型コロナウイルス感染拡大という事態の発生により、人々の「安全」「安心」「健康」に対する意識は一層高まったものと考えられる。
- 少子高齢化の進展により、社会保障費の増大や介護人材不足、フレイル※対策など、将来にわたる安心・安定した暮らしへの不安が増大している。
- 高齢者を中心とした詐欺犯罪や子どもを取り巻く環境の安全性の確保が求められている。

<インフラの老朽化>

- 全国的に、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進んでいる。

大東の特性や課題

「安全・安心・健康の盤石な基盤」

- 自主防災組織や見守り活動等、**地域で助け合う基盤**が整っている。
- **犯罪認知件数は年々減少傾向**にあり、市民の安心感が高まっている。
- 水と戦い、水を治め、水と親しんできた先人からの長い経験があり、近年は増補幹線や地下貯留などにより、**浸水被害は軽減**されてきている。
- 「地域リハビリテーション」施策など**先駆的に健康づくりに取り組んできた実績**があり、人生100年時代を先導するまちとしての素地が整っている。
- 全国や大阪府平均と比較して、**小児科系診療所の人口10万人当たりの施設数が多い***。

「地勢上の特徴とリスク」

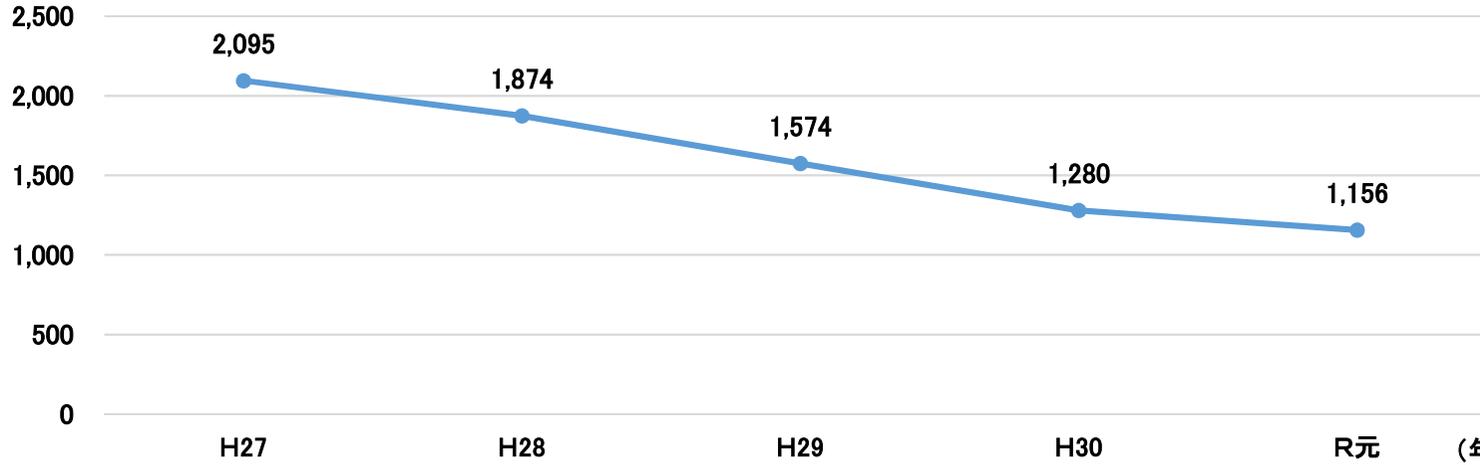
- 急峻な山間部を有することに伴う**土砂災害の危険性**や、大阪市に隣接する市域の連続性による、今般の**新型コロナウイルス感染拡大のリスクの高まり**などの懸念が存在する。
- 人口集中地区の人口密度は高く、**コンパクトなエリア**で多くの人が暮らしている。

「インフラの老朽化」

- 市の施設の多くは、人口急増期の1970年代に建てられたことから、**施設の老朽化**が進んでいる。特に、庁舎は耐震性を満たしておらず、今後の行政サービスのあり方も含めて、**庁舎機能のあり方検討**が進められている。
- インフラ等の老朽化に伴う更新需要の増大を踏まえた**財政基盤の強化**が求められる。

(件)

大東市内における全刑法犯罪認知件数



公共施設の建築年別面積

出典：大阪府警HPより



出典：大東市公共施設等総合管理計画

(3)まちを支える担い手育成の必要性

社会情勢

< 公民連携の推進 >

- ライフスタイルや価値観の多様化に対応するためには、「公共」を公のみで担ってきた仕組みから、公と民が連携して担う仕組みに転換し、行政と市民、地域、事業者等とで連携したまちづくりの展開が求められる。

< 住民自治の高まり >

- 地域を良く知る住民自らが主体となって地域課題に取り組む住民自治社会への期待が高まっているが、少子高齢化による人材不足、核家族化やライフスタイルの多様化による地域での人との関わりの希薄化、地域活動に携わる人が減少し、地域活動員の負担が大きくなっている。

< 社会活動の担い手不足 >

- 少子高齢化の進展により、介護人材や産業の担い手不足が懸念される。

< まちの新たな担い手の創出 >

- 新型コロナウイルス感染拡大を経て、移動の概念が大きく変わる中、働く場所や住む場所にとられず、何らかの形で特定の地域に関わる「関係人口」がまちを支える人(団体・企業等を含む)として注目されている。

大東の特性と課題

「大東を支える人材の不足」

- 15～64歳人口割合、労働力人口比率が類似都市と比べて比較的に高い。
- しかし、市内企業においては、少子高齢化に伴い、若者の人材確保が難しく、**人材不足・人材育成が課題**となっている。
- 女性の就業率は大阪府を上回っているものの、全国を下回っている。

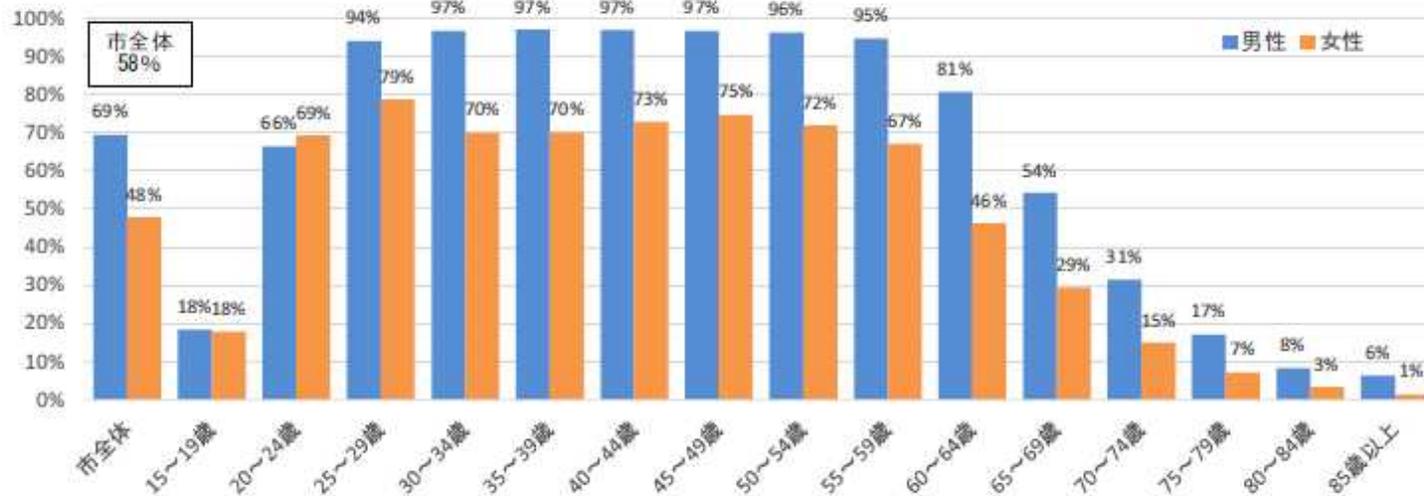
「市民や民間活動の隆盛」

- 「市民や民間を主役に据える」という政策の視点から、民間のノウハウをまちづくりにいかす**公民連携や住民自治の取組みをいち早く進めている**。
- 住民自治の体制づくりとして、全世代地域市民会議★の推進を図るとともに、各地区に地区担当職員を配置し、その経験をまちづくりにフィードバック※させる取組みを行っている。
- まちづくり活動の主体的な担い手の人材となる**市民団体の活動が盛ん**である。

「新たな支え手(潜在的人材)の発掘」

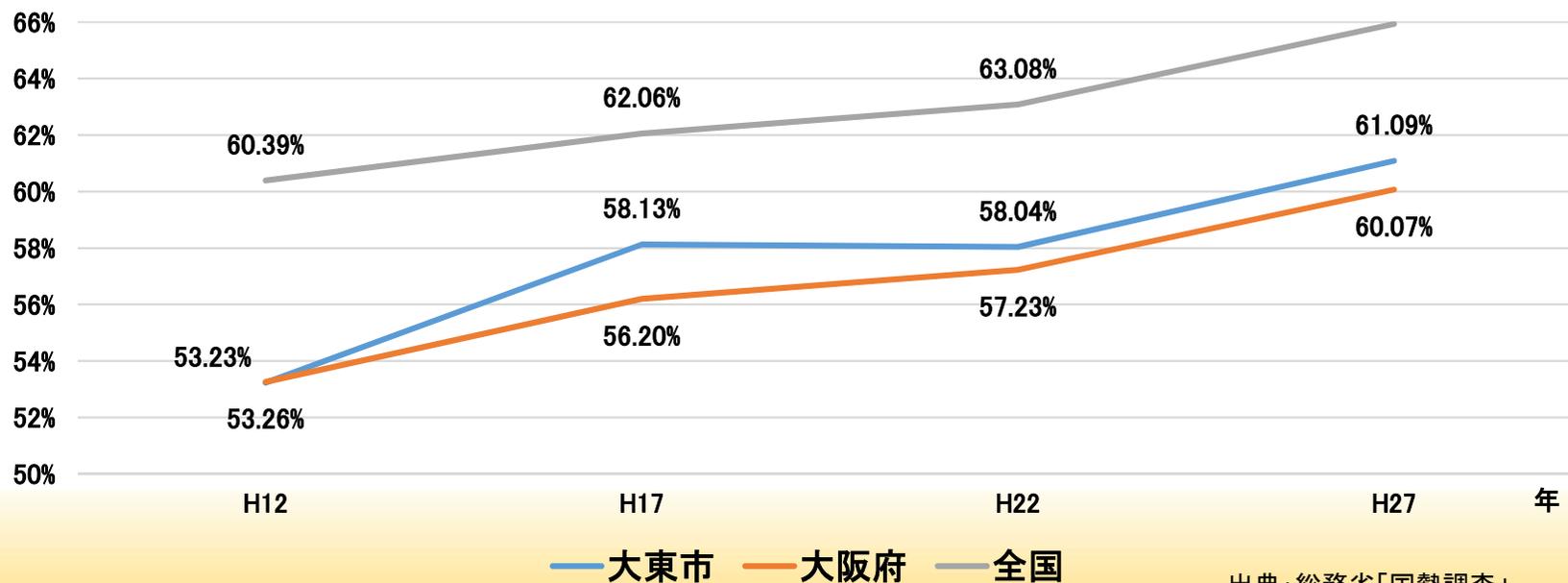
- 他市町村から、**約3万人の通勤通学者**が訪れる。
- 市内に存する大学の学生や、全国からのふるさと納税者など、**継続的な関係人口の人材となりうる可能性を有する人が多く**いる。

図 性別年齢別労働力率 (2015年)



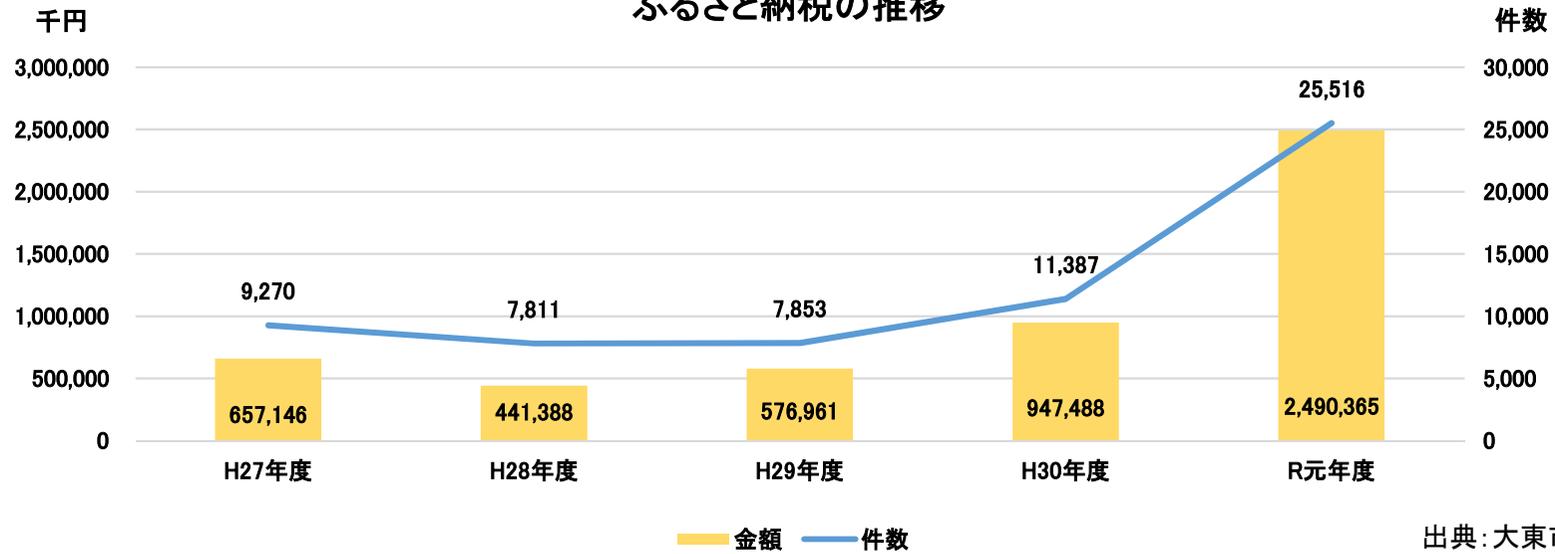
出典：国勢調査 2015年

就業率 女性(25~44歳)

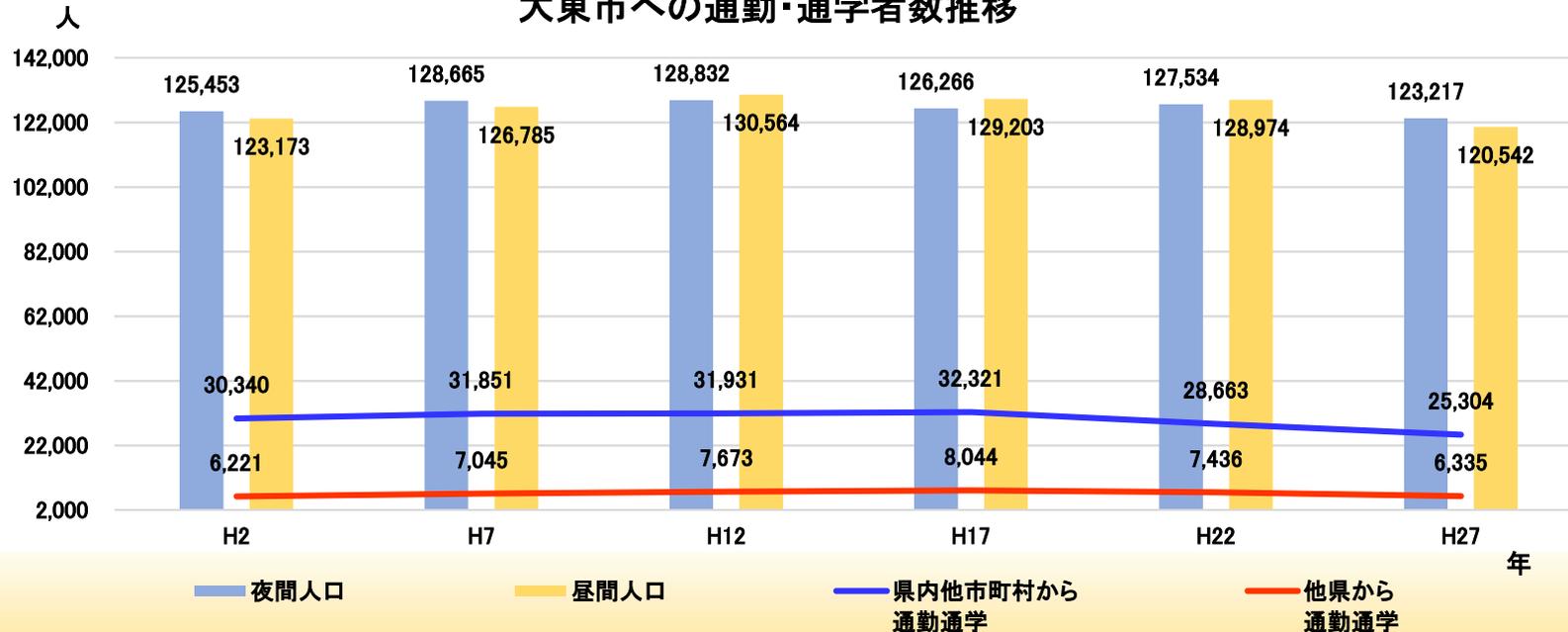


出典：総務省「国勢調査」

ふるさと納税の推移



大東市への通勤・通学者数推移



(4) ライフスタイル・価値観の変化への対応

社会情勢

< 情報化・デジタル化・グローバル化※の進展 >

- 技術の進展により、人や物の移動や情報などの交流が急速に増大し、経済・社会・文化活動のグローバル化が進んでいる。様々な分野で世界の国々や地域との相互交流が飛躍的に拡大し、その担い手も、企業、地方自治体、地域住民等へと広がりを見せている。
- IoT(Internet of Things)※で全ての人とモノがつながり、また、人工知能(AI)の活用により、新たな価値が生まれ、可能性が広がるSociety 5.0社会の到来が予想されている。
- こうした社会変革の推進力となる人材の育成や、新たな財やサービスの創出につながるイノベーション※の促進が求められる。また、急速なデジタル化の進展によって生じる情報格差への対応も求められる。

社会情勢

＜新型コロナウイルス感染拡大の経験による社会構造や価値変化の加速化＞

- 新型コロナウイルス感染拡大により、物理的には非接触型生活を常態化させる一方で、心理面では社会的連帯や支え合いの必要性を再認識させるなど、地域コミュニティや家族のあり方についての再考を加速化させた。
- また、これまでのICT※化の取組みが、新型コロナウイルス感染拡大を機に前倒しされる形で、一気に進展した。
- このことにより、テレワーク※やオンライン会議の活用が広がり、大都市圏を中心とした過密な職住環境のリスク、「都市集中型」社会のもたらす脆弱性・危険度の大きさなど、わが国が抱えていた課題も浮き彫りとなった。ICTが進化する中、「場所」や「移動」に対する概念の変化も加速している。
- 今後の社会では、地方分散型の働き方や新しいライフスタイル・生活様式への移行が進み、新しい日常“ニューノーマル※”として常態化していくことが考えられることから、求められるまちのあり方もこれらの変化に対応することが必要である。
- これに伴い、行政組織や職員のあり方も「デジタル行政」時代にどうあるべきかが問われている。
- また、基礎的学力の向上に加えて、新しい時代を力強く生きる創造的人材の育成、増加傾向にある不登校児童・生徒も含め多様性を尊重した学びの個別最適化へのニーズの高まり、感染症の拡大等有事における安定した教育機会の確保へのニーズが高まっている。

＜SDGsの進展の要請＞

- 地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題が深刻化している一方で、SDGsの取組みの広がりなど、環境に配慮した経済活動の推進など持続可能な社会発展に向けた取組みへの関心が高まっている。

大東の特性と課題

「公民連携・住民自治の先駆的推進」

- 「市民や民間を主役に据える」という政策の視点から、民間のノウハウをまちづくりにいかす**公民連携や住民自治の取組みをいち早く進めている**。(再掲)
- 継続的に時代の潮流を捉えた行財政改革、公民連携による地域経済の活性化など、**財政基盤の盤石化を図ってきた実績を有している**。

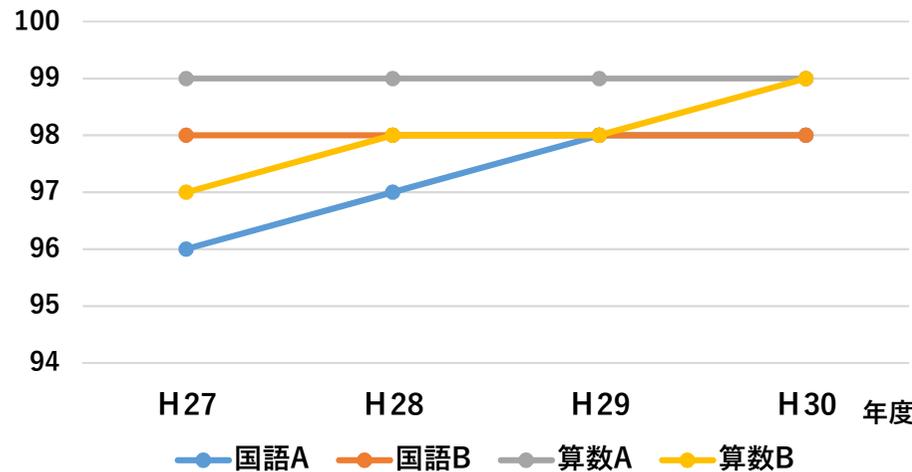
「ICTの進展に伴う価値やサービスの変化」

- 新型コロナウイルス感染拡大によって変化した価値観や働き方、ライフスタイルに伴い、大東がこれまで強みとしてきた**「地勢的」な価値は変化が見込まれる**。(大都市から地方への分散という観点では優位になり、オンラインの発達という観点からは優位にはならない可能性。)
- 今後の行政サービスのあり方と連動した**庁舎像の検討を進めているところ**である。

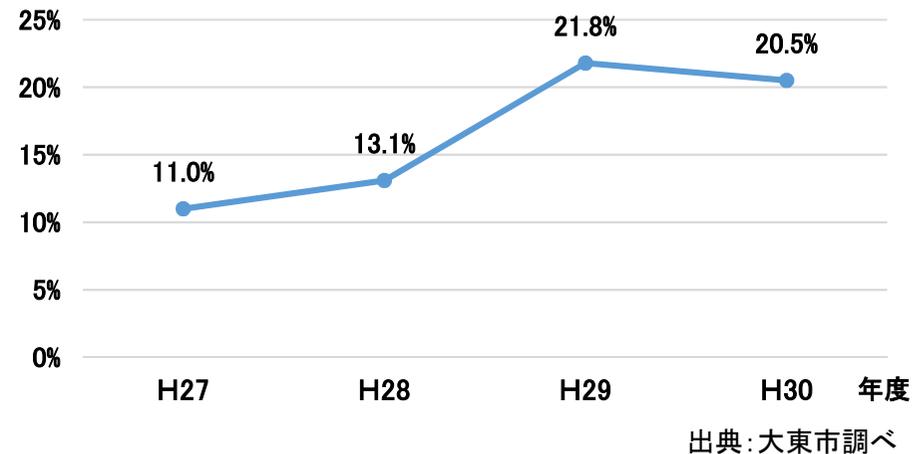
「教育力の高まり」

- 定住意欲に影響する「教育」については、全国学力テストの正答率の全国との差が縮小され、**学力が向上している傾向**にある。
- 新型コロナウイルス感染拡大の最中においても、学びを継続させるため、ICTを活用した積極的な学習環境の提供を試みた。

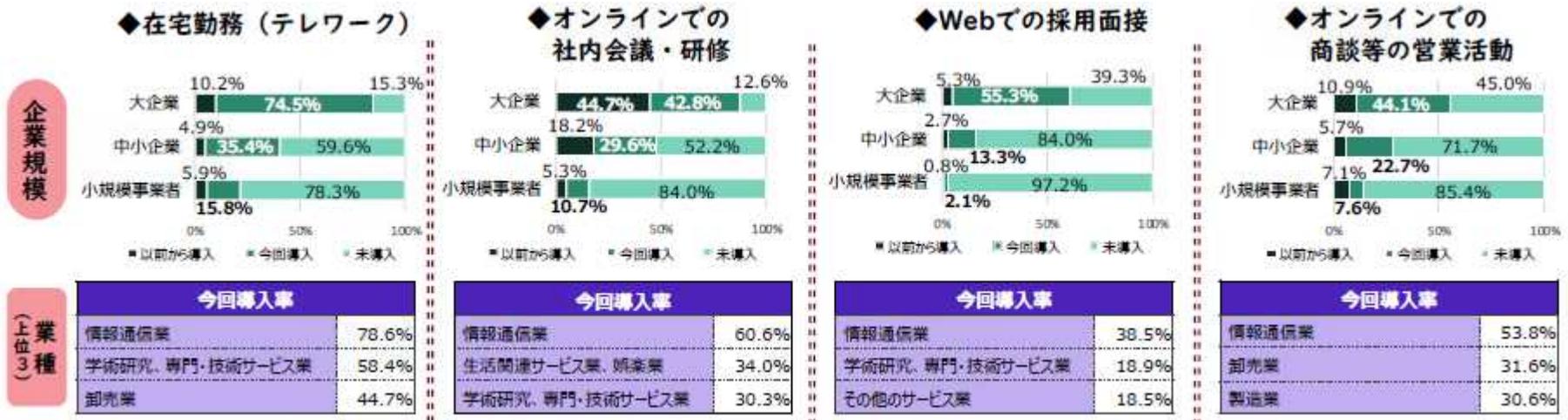
全国学力・学習状況調査 標準化得点 (小学校) 【大東市】



中学3年生の英検3級以上取得率【大東市】



新型コロナウイルス感染拡大によって導入が進んだ事業活動内容の属性【大阪府】



出典: 大阪府「新型コロナウイルス感染症に関する府内企業の実態調査」

(5)地域の特性をいかした活力ある社会の創生

社会情勢

<地方創生の推進>

- 人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国や大阪府の取組みとともに、各地域が自ら、それぞれの特徴をいかし、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが求められている。
- これまでも多様化してきたライフスタイルや価値観は、新型コロナウイルス感染拡大によって、さらに多様化や変化が進み、大都市から地方への分散が進む一方で、地方間の競争はより激しくなると予測される。

<広域連携の推進>

- 特に、大都市圏近郊都市といった行政圏よりも生活圏が広い地域では、同じ課題を抱える自治体間の連携や、好事例の横展開によるエリア全体の底上げが求められる。

大東の特性と課題

「大東の強みのさらなる強化」

- 都心に近いにも関わらず、飯盛山、飯盛城跡、御領水路、だんじりなど、自然や歴史、文化といった、豊かな地域資源と、それらをいかした各種イベントが実施されており、「ここでしか体験できない」メニューを数多く有している。
- 令和7(2025)年の大阪・関西万博の開催、現在めざしている飯盛城跡の国史跡指定などは、大東にとり魅力発信の好機となりうる。
- **ものづくり産業が集積しており、世界有数の企業も存在している。**
- 大東ビジネス創造センター(D-Biz)★を設置するなど、事業を未来に継承していくために人材育成に取り組み、若年層の市内企業への雇用促進や就労支援を図ってきたが、全国の傾向と同様、**労働力不足・後継者不足、ICT等技術の積極的な活用、多様な働き方の導入などが課題**である。
- **大学等、教育機関が集積しており、産官学連携の取組みを実施してきた。**
- コンパクトなエリアで快適に暮らす**職住楽超近接のまちづくりを推進**してきた。
- パートナーシップ宣誓制度★や障害福祉の取組みなど、**多様性と寛容性を育む「ダイバーシティ※」としての素地**がある。

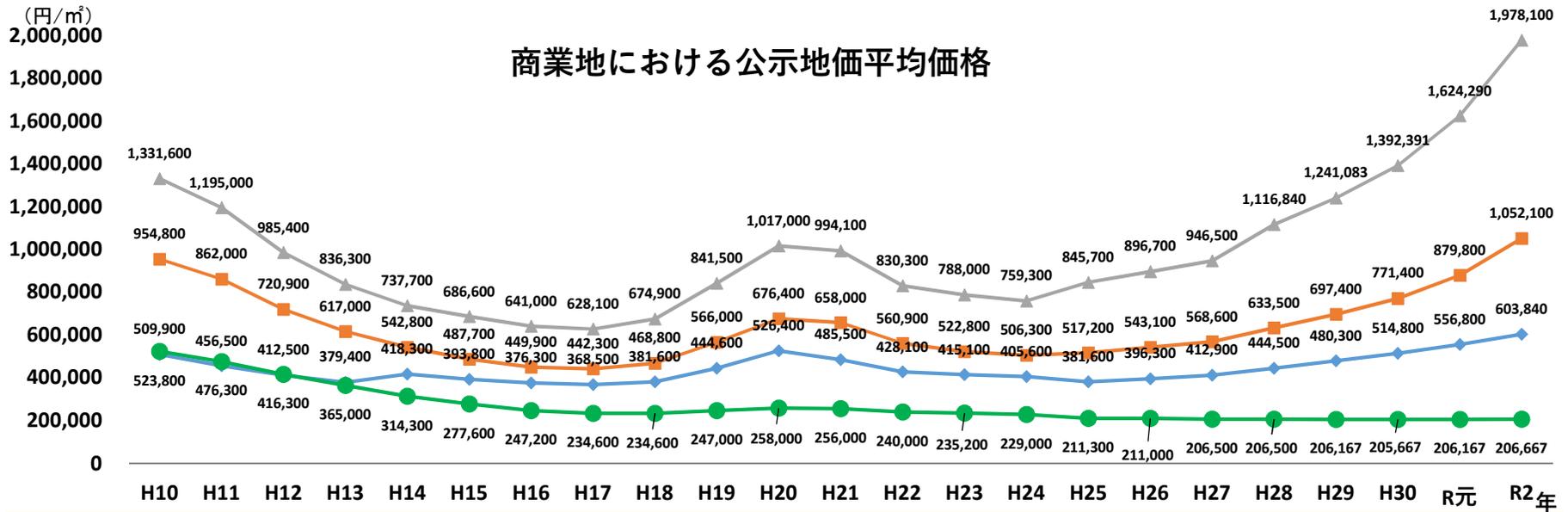
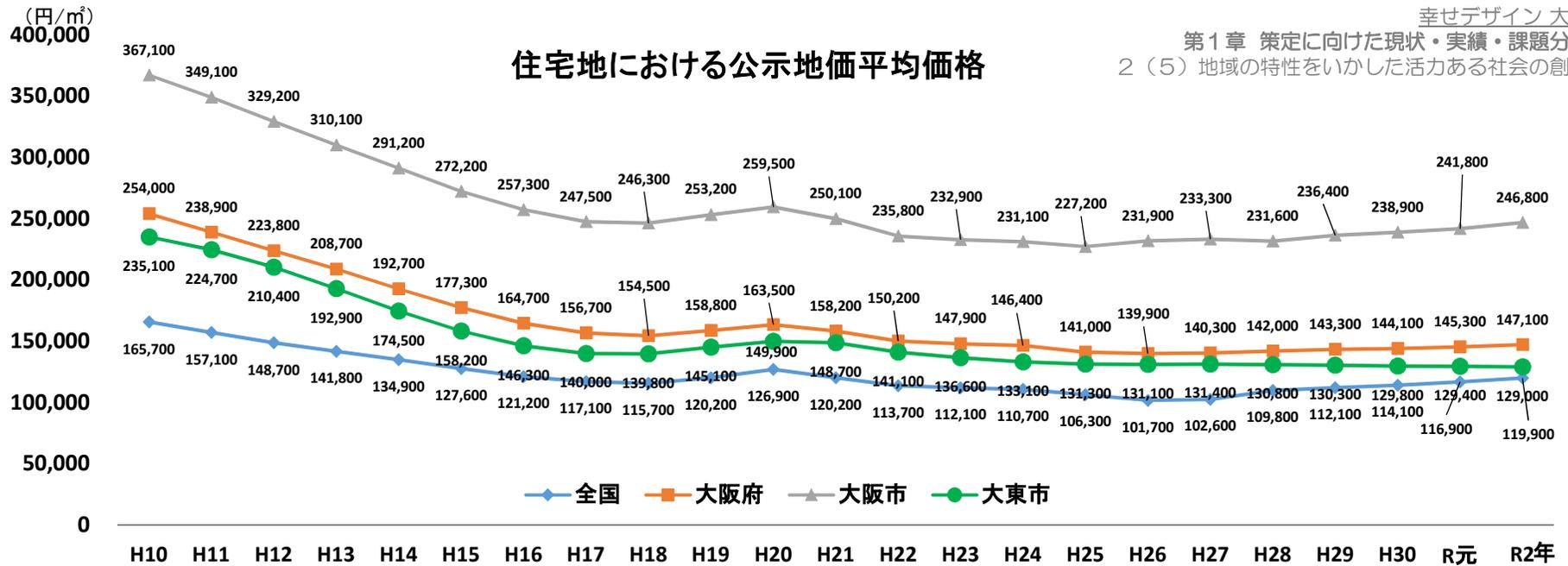
大東の特性と課題

「大東の価値の向上」

- 商業地、住宅地とも地価の上昇は他地域と比べて低い。
- また、住道駅、四条畷駅周辺では、地価は上昇しているが、野崎駅周辺は横ばいとなっている。
- 駅に近いほど地価は上昇し、エリア比較においては、西側が上昇傾向にある。

「生活圏における隣接市との連続性」

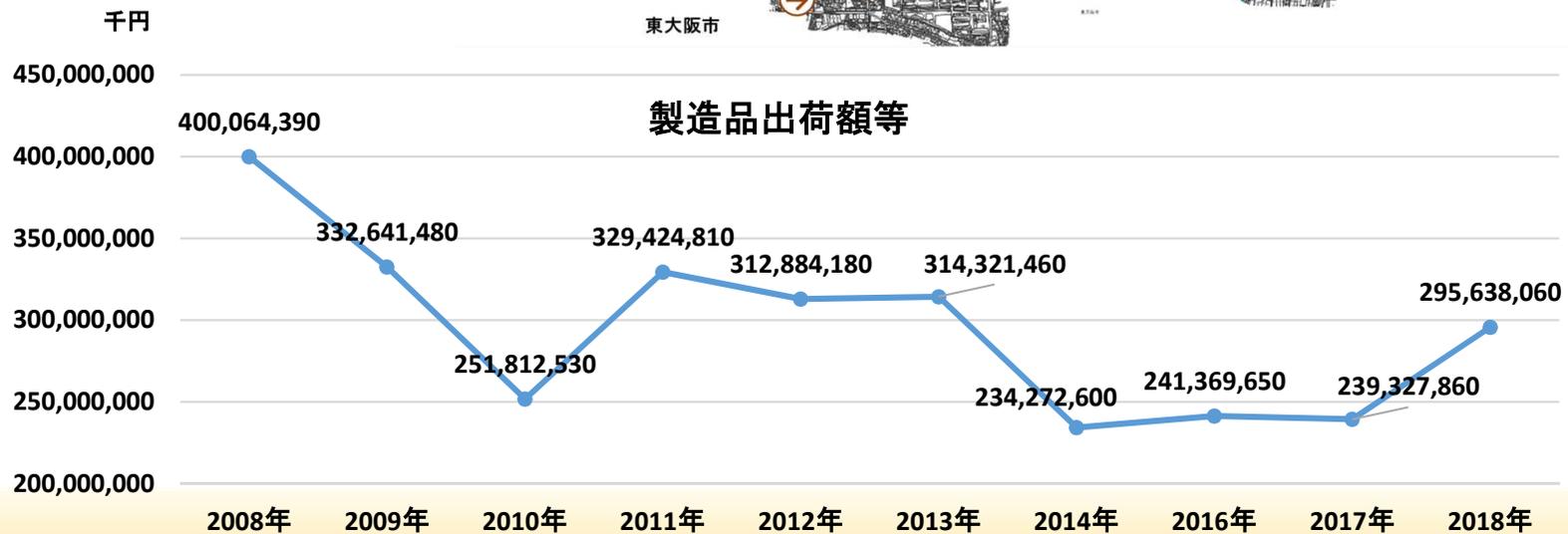
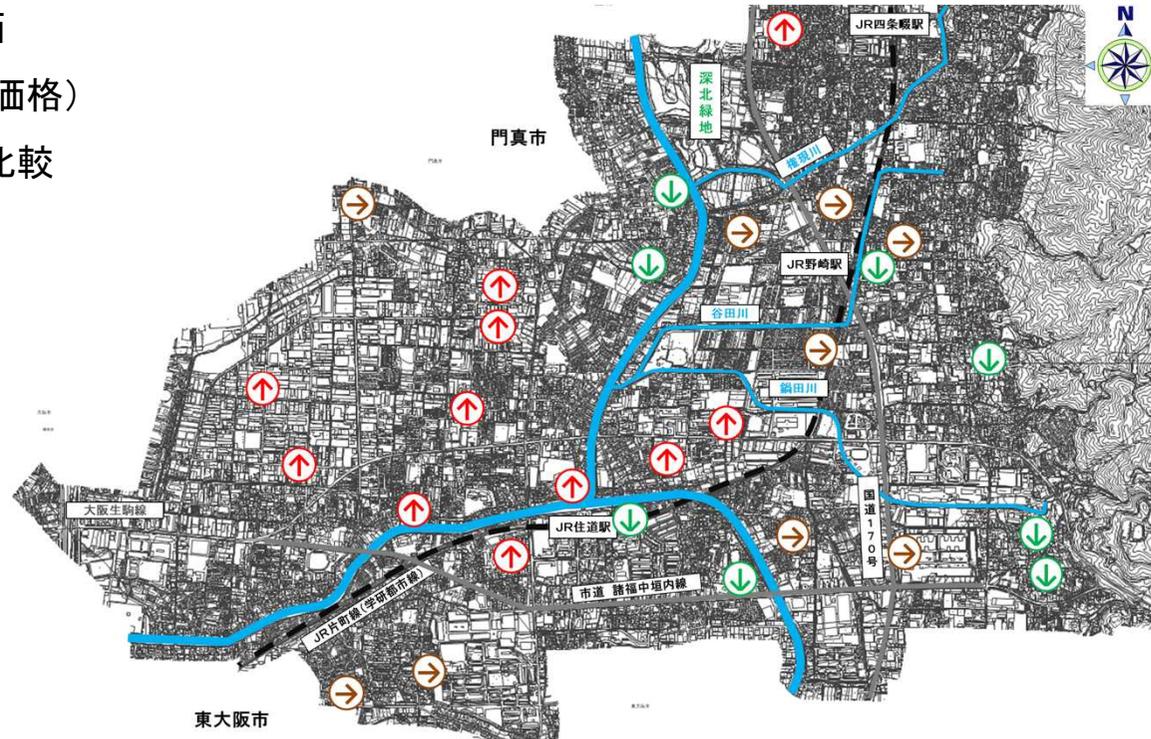
- 行政圏よりも広いエリアで生活圏が成り立っており、多くの人や物の交流が広域的に行われている。



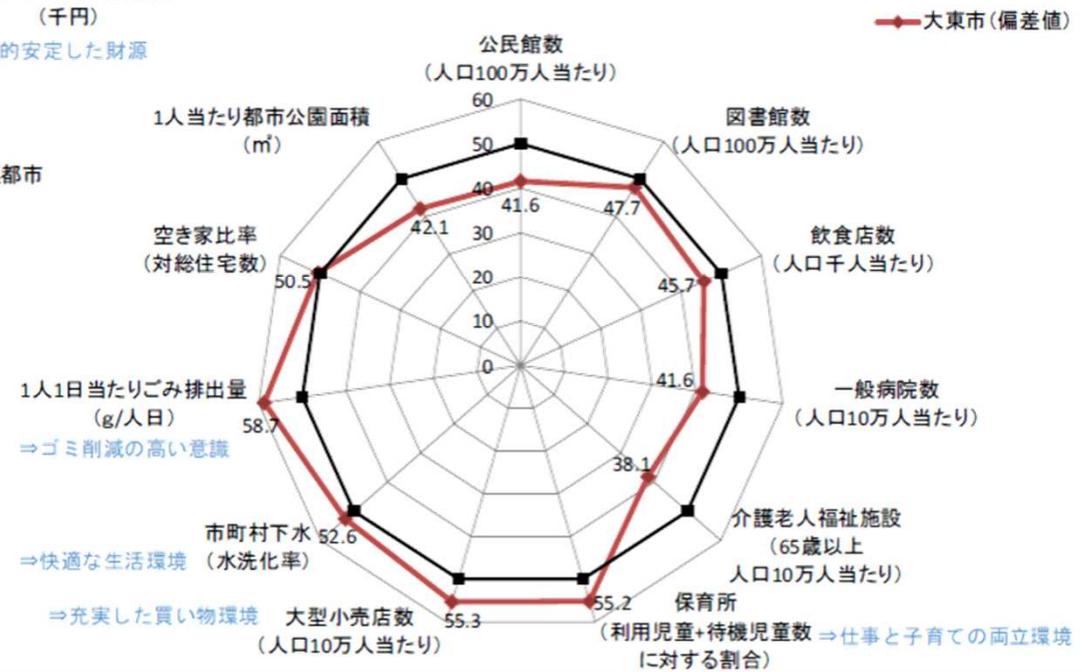
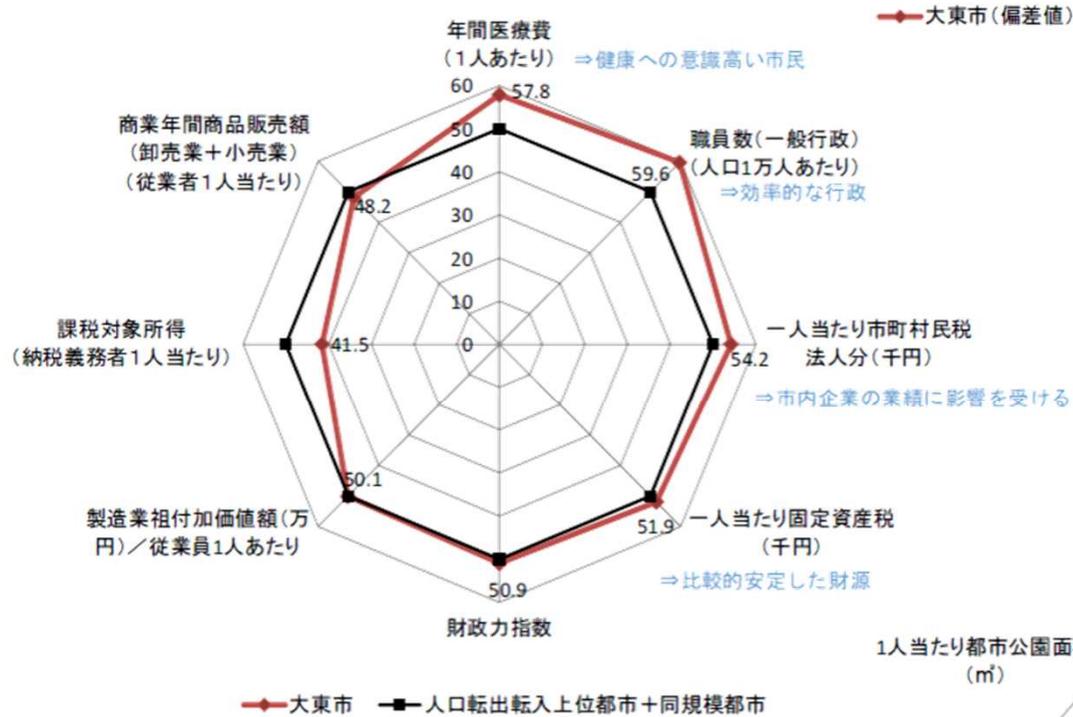
出典:国土交通省「公示地価」

公示地価及び基準地価
(都道府県基準値標準価格)
2020年と2013年の比較

- ↑ 上昇
- 維持
- ↓ 下落



出典:工業統計調査



出典:各種統計データより大東市作成

3. まちづくりに必要な視点

以上、5つの観点から大東の状況を分析すると、大きく次のとおりまちづくりに必要な視点をまとめることができる。

(1) 少子高齢化、人口減少社会の到来

- ⇒社会増に加えて、出産の希望の実現を図り、適正な人口構成を維持
- ⇒子育て、教育に対する安心と信頼、希望の醸成
- ⇒年齢に関わらず健康で自分らしく暮らせるまちづくりの推進

(2) 住民福祉の向上と安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり

- ⇒SDGsの推進
- ⇒想定外を想定内に転換する徹底した危機管理体制の整備
- ⇒コンパクトな地勢をいかした快適性・安全性の高い都市空間の整備
- ⇒社会保障費や医療・介護サービスへの対応

(3) まちを支える担い手育成の必要性

- ⇒住民自治の深化
- ⇒公民連携による公共的サービスの多様化とエリア価値の向上
- ⇒大東で生まれ、大東を支える人を育てる教育力の強化
- ⇒潜在的関係人口を「関係人口」へと引き上げ

(4) ライフスタイル・価値観の変化への対応

- ⇒住民自治の深化(再掲)
- ⇒公民連携による公共的サービスの多様化とエリア価値の向上(再掲)
- ⇒ICTの活用、行政のデジタル化の推進
- ⇒地勢的な価値の変化に対応したまちづくり
- ⇒創造的人材を育てる教育力の強化

(5) 地域の特性をいかした活力ある社会の創生

- ⇒今あるポテンシャル※をいかした大東だけの付加価値の醸成と情報発信
- ⇒産業と教育機関の集積をいかしたまちづくり
- ⇒SDGsの推進(再掲)
- ⇒広域的・俯瞰的なまちづくりの推進

第5次大東市総合計画

目 次

第2章 第5次大東市総合計画

(1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成	2-2
(2) まちづくりの理念と政策の視点	2-3
(3) 基本目標	2-5
(4) 人口とまちづくりの考え方	2-6
① 一人ひとりの幸せの実現	2-8
② 社会増(人口流入と定住の促進)と自然増(出産の希望の実現)	2-9
③ 高齢者定義にとられないまちづくり	2-11
④ 関係人口・交流人口の呼び込み	2-12
(5) まちづくりの展開方針と主なターゲット	2-15
① まちづくりの展開方針	2-16
② まちづくりの主なターゲット	2-17
(6) Society5.0時代のSDGsとスマートシティの取組み	2-18
① SDGsの考え方	2-19
② スマートシティの考え方	2-21
(7) 都市構造の考え方	2-22
(8) 財政基盤強化の考え方	2-23
(9) 分野別計画について	2-25

(1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成

目的・位置づけ

- 大東市自治基本条例(平成17年条例第26号)に基づき、計画的な市政運営を行うことを目的として、**まちづくりの理念と方向性**を示したもの。
- 「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下本章において「総合戦略」という。)をはじめ分野別の計画や個別事業は、本計画に定める理念や方向性に基づき策定し、実行していく。

計画期間

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度までの10年間

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直しを図るものとする。

計画の構成

- (1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成
- (2) まちづくりの理念と政策の視点
- (3) 基本目標
- (4) 人口とまちづくりの考え方
- (5) まちづくりの展開方針と主なターゲット
- (6) Society5.0※時代のSDGsとスマートシティ※の取組み
- (7) 都市構造の考え方
- (8) 財政基盤強化の考え方
- (9) 分野別計画について

(2)まちづくりの理念と政策の視点

まちづくりの理念…あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり

- 民間の創意工夫と公の取組みとの連携によってまちの価値に相乗効果を生み出す
「**体質の改善**」
- 自分たちのまちを自分たちで創りあげる
「**体力の強化**」
- ICT※などの技術を有効に活用しながらさらなる挑戦を続ける
「**能力の開発**」を進めることにより、
あふれる笑顔で日々を過ごし、幸せを享受できるまちであり続けていく

「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」を理念としてまちづくりを進める道筋において、10年後（令和12年度・2030年度）のまちは、社会情勢の変化等にも柔軟かつ迅速に対応することで、「**安心・信頼**」がさらに強固な土台として築かれており、その上に「**希望・喜び**」が実感できるまちになっていることをめざす。

<政策の視点>

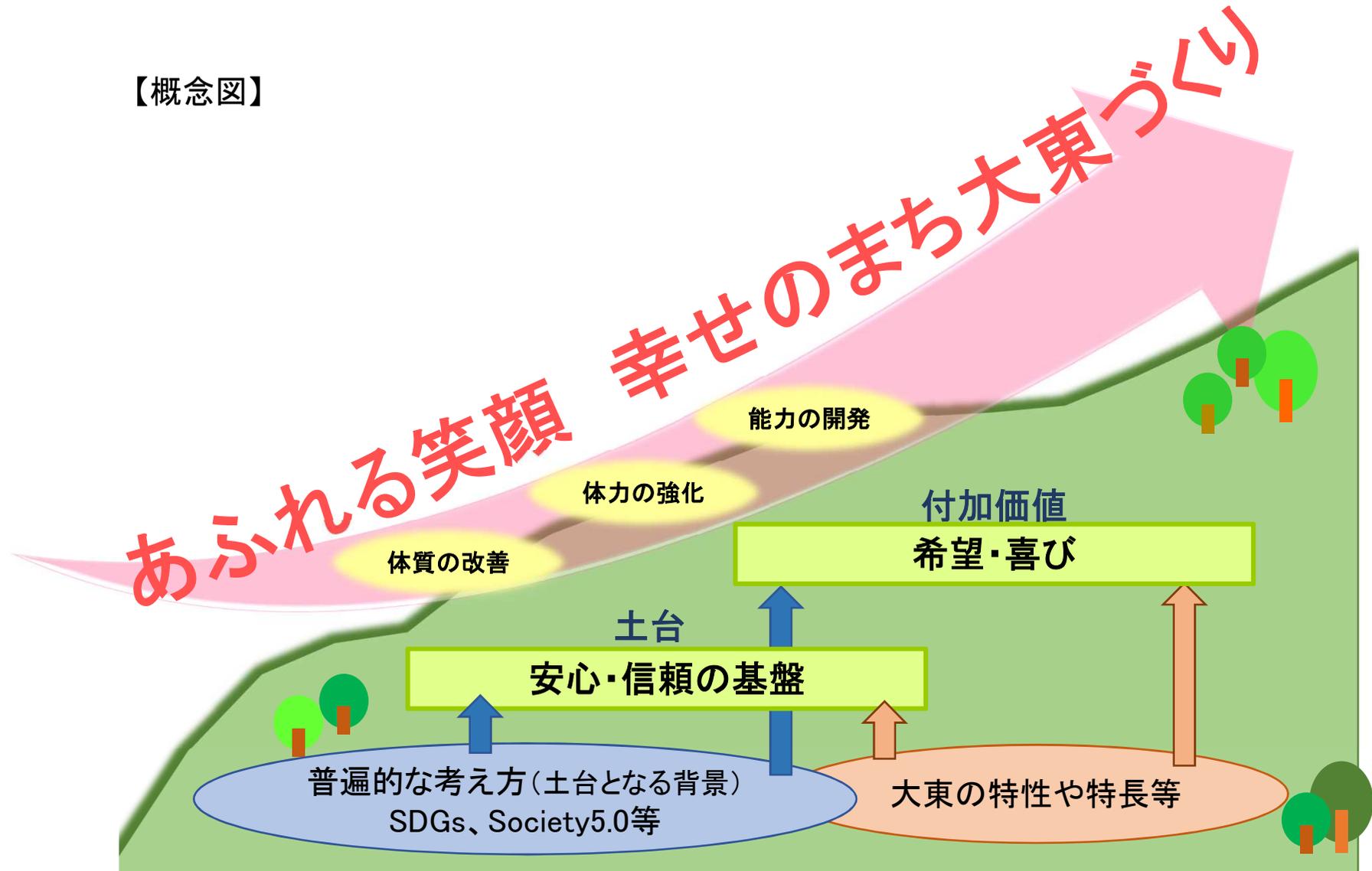
①まちの土台の強化

～基本的人権の尊重、安心・快適・健康などの住民福祉のさらなる増進、財政基盤の強化につながるものか～

②まちの付加価値の創出

～大東が有する特性や特長を、多様な主体や手法によって磨き上げ、まちの付加価値を創出するものか～

【概念図】



(3)基本目標

「笑顔」「幸せ」の実現度を測るための目標値

		令和2(2020)年度	令和12(2030)年度
精神面	大東に対する満足度の向上 <small>市民アンケート</small>	63.1% (令和2(2020)年度)	80%
	大東の将来への期待度の向上 <small>市民アンケート</small>	72.4% (令和2(2020)年度)	90%
身体面	健康寿命の延伸 <small>日常生活動作が自立している期間の平均(大阪府算定)</small>	平均寿命(平成27年) 男性:80.0歳 女性:86.4歳 健康寿命(平成27年) 男性:77.99歳 女性:82.22歳 <small>※平成29年 男性:78.7歳 女性:82.7歳</small>	平均寿命の延びを上回る 健康寿命の延伸
社会面	市民の経済力の向上 <small>大東市調べ</small>	課税対象所得 府内平均以下 (平成29(2017)年)	課税対象所得 府内平均以上
人口面	人口構成バランスの適正化	社会減※・自然減※	社会増※・自然増※ (前年度より増加数を伸ばす)
		高齢化率 27.12% (令和2年3月末時点)	高齢化率 25~27%台維持

(4)人口とまちづくりの考え方

- 本計画の計画期間である10年間は、技術革新や価値観・ライフスタイルの変化など社会を取り巻く環境の変化に加え、新しい生活様式の常態化、生活や行動の変容による地方の価値の再評価など、**これまでとは異なる新しい価値基準のあり方**を模索しながら、まちづくりを進めていくことが求められる。
- これらの変化に柔軟に対応し、また先導しつつも、折れることのないしなやかさを持つには、「変えるべきこと」「時代が変革しても守ること」を見極めながら、**「持続可能なまち」であることが必要**である。
- 持続可能なまちを将来にわたって維持・発展させていくことは、現代を生きる私たちの責務であり、**持続可能なまちを支えるのは、「人」**である。
- **「人」**の幸せ、すなわち市民満足度を高め続けていくことは、まちそのものの幸せをめざし、**「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」**の道筋を歩むことに他ならない。

◇今よりもっと一人ひとりが幸せになれるまちであれば、そこには人が集まるだろう。

◇人が集まるまちには、笑顔があふれ、「まちを支える人」「まちを支えてきた人」「支えが必要な人」の安心と信頼が生まれ、現在と未来の笑顔や幸せにつながっていく。

◇そのような幸せの連鎖が生まれるまちをめざし、

これからも大東に住む人・大東に関わる人を一人でも増やしていく。



(4)①一人ひとりの幸せの実現

- 「幸せ」の基準は、人それぞれに異なる。
- 一人ひとりの人権が尊重され、自らを愛し、自らを大切に、「幸せ」を感じることができれば、それが周りの人たちにも「笑顔」や「幸せ」をもたらすだろう。
- 一人ひとりの「幸せ」が家族や友人や地域の人たちに、家族や友人や地域の人たちの「幸せ」が大東のまちに、という“幸せの連鎖”が生まれるまちをイメージすると

例えば・・・◆出産・子育て、仕事、趣味などを諦めることなく「**楽しめるまち**」
◆誰かとつながる喜びや安心を感じられる「**思いやりのあふれるまち**」
◆災害や有事は当然のこととして、ちょっとした不安にも万全の備えが整った「**安心のまち**」
◆新しいことに躊躇なく「**チャレンジできるまち**」
◆大東にいと気取らず、気負わず「**自然体でいられるまち**」
◆都会の便利さと田舎の癒しが混じりあった「**ちょうどいいまち**」
◆大東でしか体験できないライフスタイルを「**体感できるまち**」
◆豊かな歴史文化や地車まつりなど「**歴史・文化が豊かなまち**」
◆コンパクトなエリアに必要な機能が揃った「**歩いて暮らせるまち**」
◆年を重ねても「**健康でいきいきと暮らせるまち**」
◆これからの時代を力強く生きる力を育む「**特色ある教育が受けられるまち**」
◆一人ひとりが自分の生きたい人生を生きられる「**誰一人取り残さないまち**」
◆地域コミュニティをはじめ、互助・共助により「**支えあうまち**」
◆大東内外から「**まちづくりに参画できるまち**」

などが考えられる。

- 一人ひとりの動きや思いが、まちのためにつながっていくこと。そして、まちは一人ひとりの「**幸せ**」のためにつながっていくこと。この循環が、これからの大東にとっても重要である。
- 以上の観点にたち、人々の暮らしに最も近い地方自治を担っているからこそ、まずは、一人ひとりの「**幸せ**」にフォーカスしたまちづくりを展開していく。

(4)②社会増(人口流入と定住の促進)と自然増(出産の希望の実現)

- これまで取り組んできた子育て世代を主なターゲットとした人口流入・定住促進の取組みに加え、主体的な選択による出産の希望の実現にも取り掛かる。

社会増の考え方

- これまで積極的に取り組んできた子育て世代をメインターゲットとした取組みの経験と実績をいかし、**人口流入・定住促進の取組みをさらに強化**していく。
- 特に、就職や子どもの就学を機に転出するケースを防ぎ、逆にこのタイミングで大東が**選ばれるための取組み**を推進する。

自然増の考え方

- 大東を暮らしの場として選ぶ人だけでなく、大東をふるさととし、そのことに誇りをもつ市民を増やす視点、すなわち**出産の希望の実現**に取り組んでいく。
- 結婚や出産はあくまで個人の価値観に応じた「主体的な選択」であるという前提にたち、希望する場合は、L字カーブ※の解消や性別を問わずワークライフバランス※を実現できるまちづくりなど、**主体的な選択を後押しする取組み**を進める。

- 社会増・自然増に向けたメインターゲットは、将来にわたる持続可能なまちづくりをめざし、人口構成バランスの適正化を図るため、
子育てしている世代(これから子育てしようとしている世代)
仕事をしている世代(これから仕事をしようとしている世代) とする。
- 子育てしている世代(これから子育てしようとしている世代)や仕事をしている世代(これから仕事をしようとしている世代)の「支える人」へのアプローチが、高齢者など、これまでまちづくりを「支えてきた人」や様々な「支えが必要な人」の安心の暮らしを守ることにつながり、持続可能なまちを構築していく。

《社会増・自然増に向けたメインターゲット》

子育てしている世代(これから子育てしようとしている世代)
仕事をしている世代(これから仕事をしようとしている世代)

これまでの取組みを継続・強化

人口流入・定住の促進

L字カーブの解消
ワークライフバランスの実現

主体的な選択に基づく、
出産の希望の実現

《社会増》 + 《自然増》

人口構成バランスの適正化

まちを支える人・支えてきた人・支えが必要な人の安心と信頼の醸成

(4)③高齢者定義にとらわれないまちづくり

- わが国を含む多くの国で、高齢者は暦年齢65歳以上とされているが、世界有数の長寿国であるわが国では、多くの人々が65歳以上でも社会的な役割を持ち、いきいきと暮らしている。
- 日本老年学会、日本老年医学会の報告書によると、加齢に伴う身体・心理機能の変化の出現が遅延し、「若返り」現象がみられるとされており*、一定の年齢に達したことをもって、一律に「高齢者」と位置づけることが社会の実態と合わなくなっているとみえる。
- そこで、大東では、年齢によって社会的地位・役割を変化させる発想を見直し、**年齢に関わらず、誰もが役割や居場所を持ち、いきいきと暮らせるまち**を築いていく。

コラム：高齢者一人を何人の若者で支えるか

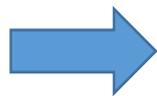
国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計をもとに、令和12（2030）年時点の高齢化率と、高齢者を何人の生産年齢人口で支えるかを計算すると、次のようになり、**高齢者の定義を実態を踏まえて変えることで、支える人の負担感は大きく軽減**されます。

年齢や性別にかかわらず、誰もが役割や生きがいを持ち、自分の人生を生きられるようにすること、つまり一人ひとりが「笑顔」で「幸せ」に暮らせることは、支える人の負担感と、高齢者などこれまで支えてきた人の安心を育み、まちそのものの笑顔や幸せにもつながるものといえます。

☆高齢者一人を何人の若者（生産年齢人口）で支えるか（令和12（2030）年）

《65歳以上を高齢者とした場合》

- ・ 高齢化率：30.5%
- ・ 一人あたりを支える人口：1.9人



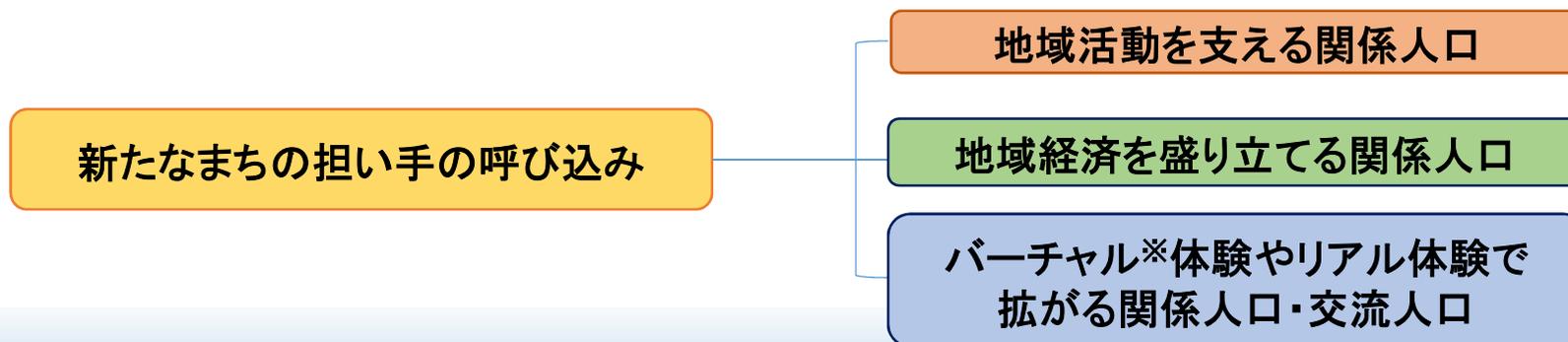
《70歳以上を高齢者とした場合》

- ・ 高齢化率：24%
- ・ 一人あたりを支える人口：2.7人

※参考：令和2（2020）年現在 高齢化率27%（65歳以上を高齢者とした場合）

(4)④関係人口・交流人口※の呼び込み

- まちを支える人は「市民」だけではない。大東に住まずとも、大東を訪れる人、働く人、学ぶ人、関心を持つ人、すべてがまちを支える人である。
- 国では、こうした「特定の地域に継続的に多様な形で関わる人」のことを“関係人口”と位置づけ、地域の担い手としてその活躍を促すこと、すなわち地方創生の当事者の最大化を図ることは、地域の活力を維持・発展させるために必要不可欠である*としている。
- 大東においては、地域コミュニティや地域産業の担い手の減少が課題となる一方で、近隣地域からの通勤・通学者、全国からのふるさと納税者など、大東に関わる機会を既に有している人たちが数多くいる。
- また、豊かで持続可能なまちづくりを推し進めるためには、企業や団体などとの積極的な関わりも重要となる。
- これらの人々や企業・団体などに対し、居住を前提としない新たな「まちづくりの当事者」や大東のまちづくりを応援する「大東ファン」として、一過性の関わりから、継続した関わりへと発展させていく。ICTの進展により、地域に関わるツールが多様化している今、その人数は無限大に広がる可能性を秘めている。



地域活動を支える関係人口

大東には、2つの大学が存在しており、毎年、2,900人+もの学生(もともと大東に住んでいた人も含め)が、「大東」というまちに降り立ち、「大東」というまちの中で過ごしている。このうち、仮に2割の人が大東ファンとなり、卒業後も大東に関わるとすれば、毎年、580人もの人が私たちとともにまちを支えてくれることになる。

+令和元(2019)年度の大阪産業大学の1年生:約2,700人 四條畷学園大学・短期大学の1年生:約200人
計2,900人

<ターゲット>

大東市内の大学に通う学生・卒業後の学生など
過去や現在において、大東に何らかの関わりがある(あった)人

<期待される効果>

インフルエンサー*的な情報拡散力

~若者ならではのSNS*などの情報伝達のスピードと拡散力を、まちのPRとリンクさせる。

地域経済を盛り立てる関係人口

企業を誘致せずとも、そこで働く人や起業する人も大東における「関係人口」として呼び込む。例えば、大阪都心へ通勤する人が、大東市内に降り立ち、サードワークプレイス*で働くことにより、都心の混雑緩和・通勤負担の軽減とあわせて、就労による生産性の向上や飲食など地域での消費喚起が期待され、大東市内経済の活性化につながる。

<ターゲット>

周辺地域から大東へ通勤するワーカー・大阪市内に通勤するワーカー

<期待される効果>

市内の消費や経済の活性化

利用者同士の出会い・ネットワークの拡がりによる新事業の創出

バーチャル体験で広がる関係人口・交流人口

- Society5.0や5G※などのICTの進展と新型コロナウイルス感染拡大の経験により、「場所」や「移動」の概念が大きく変わりつつある。
- これまで大東では、「交通利便性の高さ」をまちの魅力の一つと捉えてきたが、今後はアクセスの容易性がそのまま「まちの魅力」とはなり得ず、「**移動を伴わなくとも得られる付加価値**」にも魅力創出の視点に移していくことが必要である。
- 例えば、SNSでの発信やバーチャルリアリティ※による大東体験など、**いつでもどこでも大東を感じられる機会を創出**することで、日本国内だけでなく、世界の人々の関心を大東に向けることができる無限の可能性を秘めている。

リアル体験で広がる関係人口・交流人口

- ICT時代においては、**移動を伴ってこそ得られる「リアル体験」の価値も高まっていく**と予測される。この観点にたつと、都心からのアクセスの容易性は、今後も「まちの魅力」としてあり続けるだろう。
- 大東は、都心から近いにも関わらず、豊かな自然が味わえ、歴史的な資源も数多く有している。例えば、飯盛山では、飯盛城跡やハイキングコースなど、豊かな歴史と自然があわせて楽しめるエリアとして、交流人口の増加が期待される。
- これらの地域資源を、**そこでしか得られないリアル体験**にふさわしい魅力へと磨きあげ、発信していくことで、実際に大東を訪れ、楽しむ交流人口を呼び込んでいく。

(5)まちづくりの展開方針と主なターゲット

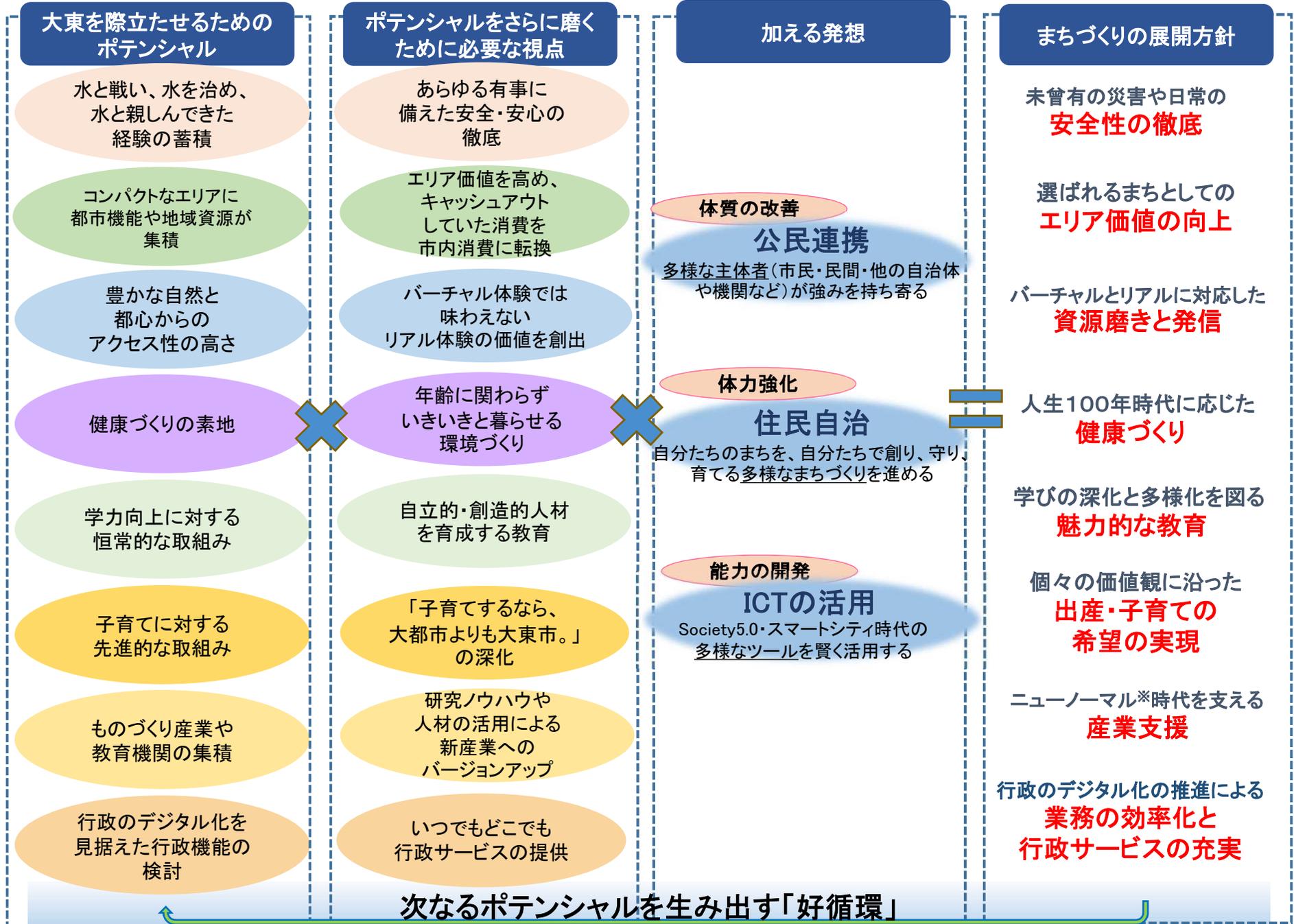
- ICTの発展や新型コロナウイルス感染拡大の経験により、地方の価値が再評価される一方で、**地方間においては「選ばれるまち」としての競争が激しくなる**ことが予測される。
- 大東が「選ばれる」ためには、そこに大東らしさを付加し、他市との差別化を図ることが重要である。
- そこで、大東が他市に先駆けて取り組んできた「人口流入」や「公民連携」「住民自治」等の**取り組みの経験をいかし、今あるオリジナルのポテンシャル※をさらに磨き上げ、掛け合わせ、発信し、次なる強みを引き出し続ける好循環を生み出す。**
- 行政は、その**好循環の発端を後押しする**役目を担う。
- 大東に今あるポテンシャルを磨きあげることによって、誰に「響かせたいか」、すなわち「まちづくりのターゲット」は、これまでの取組みと、人口の考え方を踏まえ、次のとおりとする。

▶社会増(人口流入と定住の促進)と自然増(出産の希望の実現)のメインターゲットは
「子育てしている世代(これから子育てしようとしている世代)」
「仕事をしている世代(これから仕事をしようとしている世代)」

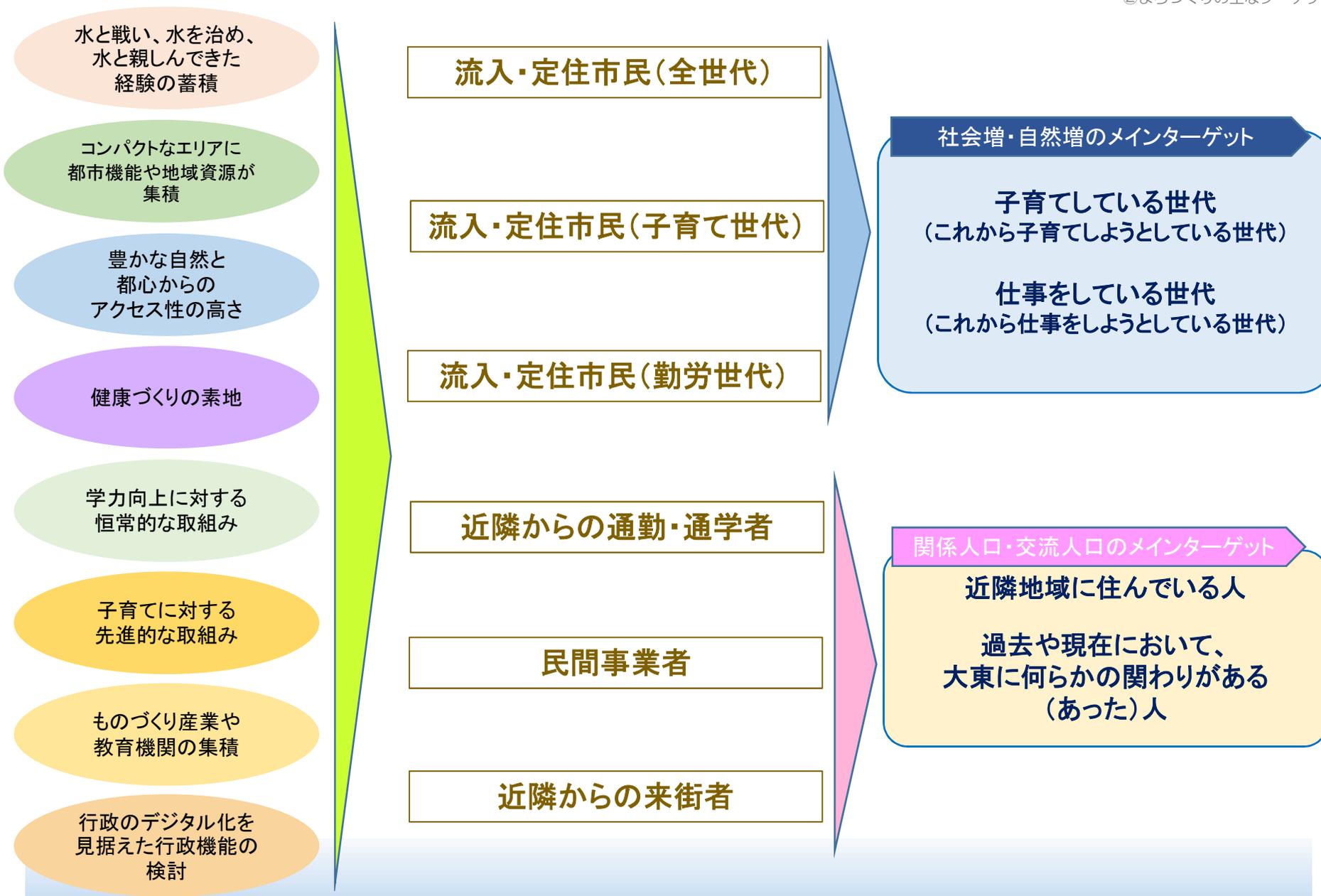
▶関係人口・交流人口のメインターゲットは
「近隣地域に住んでいる人」
「過去や現在において、大東に何らかの関わりがある(あった)人」

人口構成バランスの適正化を図り、まちを支える人・支えてきた人・支えが必要な人の
安心と信頼を醸成することにより、持続可能なまちをめざす

(5)①まちづくりの展開方針

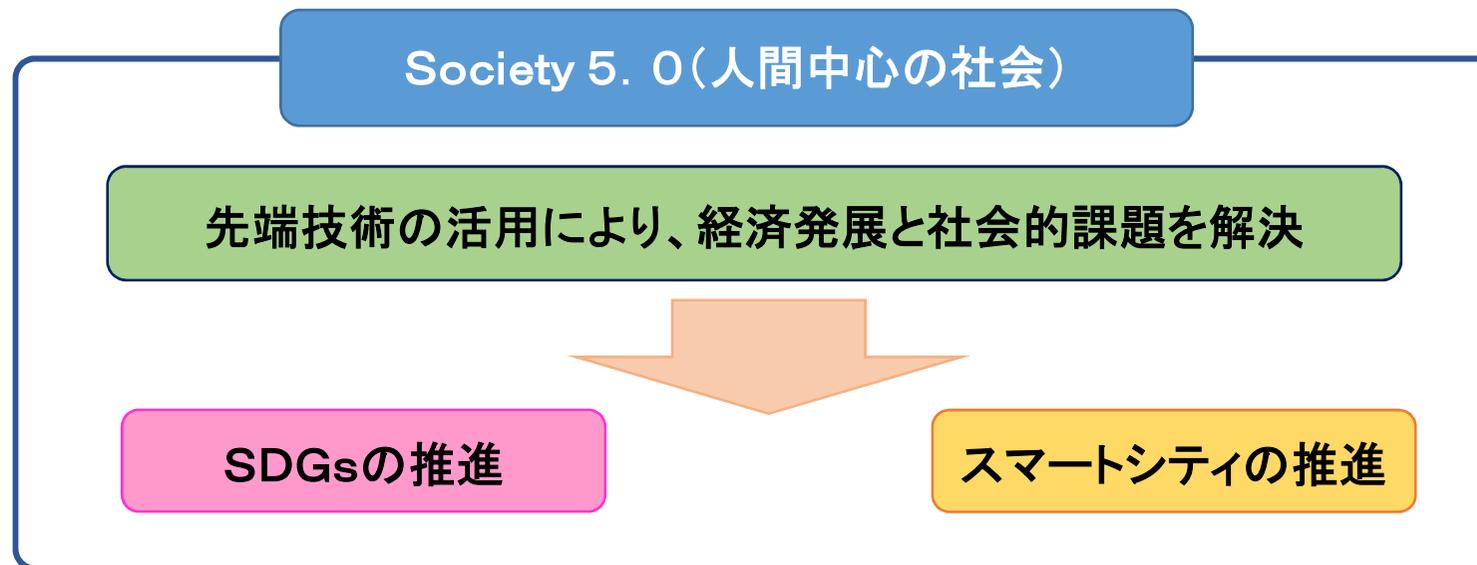


(5)②まちづくりの主なターゲット



(6) Society 5.0時代のSDGsとスマートシティの取組み

- Society 5.0とは、『狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会で、IoT(Internet of Things)※やロボット、AI(人工知能)、5G等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」』*のことである。
- Society 5.0は、世界共通の課題解決をめざす「SDGs(エスディーゼーズ)」の理念と、先端技術を活用した都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種課題の解決を図る「スマートシティ」の理念にもつながるものである。
- 本市においても、まちづくりに**積極的に先端技術を取り入れ**、これまで以上に、より便利で快適な暮らしを実現させる「能力の開発」につなげていく。



(6)①SDGsの考え方

- SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「**持続可能な開発目標**」のことで、「**誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性※のある社会の実現**」を理念とした国際目標であり、17の持続可能な開発目標(ゴール)が設定されている。
- 17の目標は、「ジェンダー※平等の実現」や「人や国の不平等をなくす」「平和と公正をすべての人に」といったすべての国やまちづくりに共通する人権的な目標や、貧困対策、保健衛生、教育、環境・気候変動対策といった各分野における世界共通の目標を掲げている。

SDGs

誰一人取り残さない持続可能で多様性と
包摂性のある社会の実現

「大東市人権尊重のまちづくり条例」

すべての人の人権が尊重されるまちの実現

- SDGsの理念は、本市がこれまで「大東市人権尊重のまちづくり条例」に基づいて推進してきた部落差別・障害者差別・ヘイトスピーチ等あらゆる差別の解消や、グローバル化※や外国人住民の増加が進む中、それぞれの文化や価値観の違いを認め合う「多文化共生社会」の推進、ジェンダー平等社会の実現など、**多様性を認め合い、すべての人の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できるまちづくりに通じる。**
- 新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態を世界が経験し、社会的連帯や支え合いの醸成が求められるとともに、SNSの普及に伴うインターネット上での誹謗中傷等、新たな差別事象も顕在化している。
- これらを踏まえて、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、本市は、引き続き、**人権尊重の考え方をあらゆる政策の根幹に据え、まちづくりを進めていく。**

- SDGsはその取り組み範囲がまちづくり全体に及ぶ。そこで、本市では、経済団体・企業等との連携を図りながら、人権・環境・健康・福祉・教育・都市整備等、まちづくりの様々な理念を包含する**目標11「住み続けられるまちづくり」をSDGsの重点目標とする。**

国際社会の一員として、あらゆるまちづくりにその考え方を盛り込む必要があるもの

「大東市人権尊重のまちづくり条例」



各分野のまちづくりに、その考え方を盛り込む必要があるもの

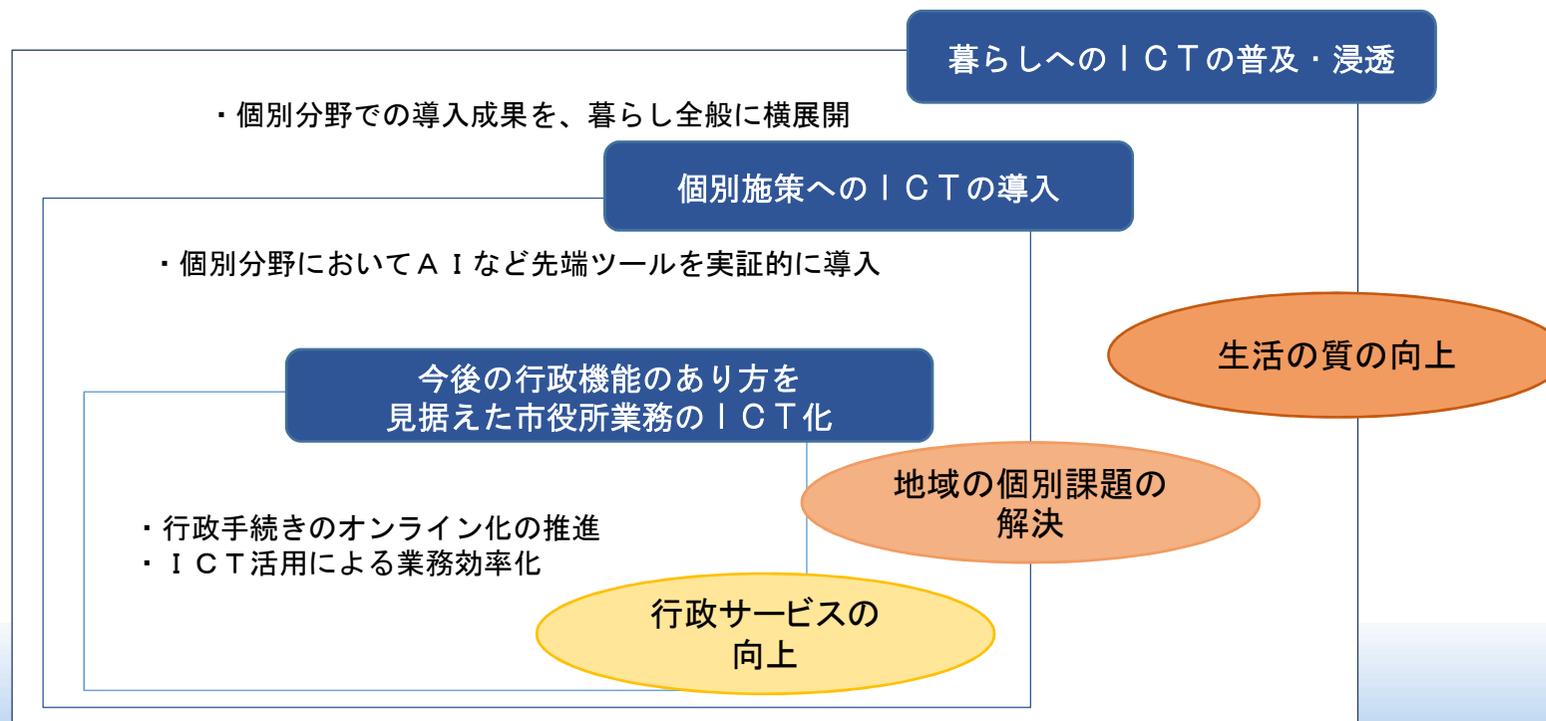


住み続けられるまちづくりを！



(6)②スマートシティの考え方

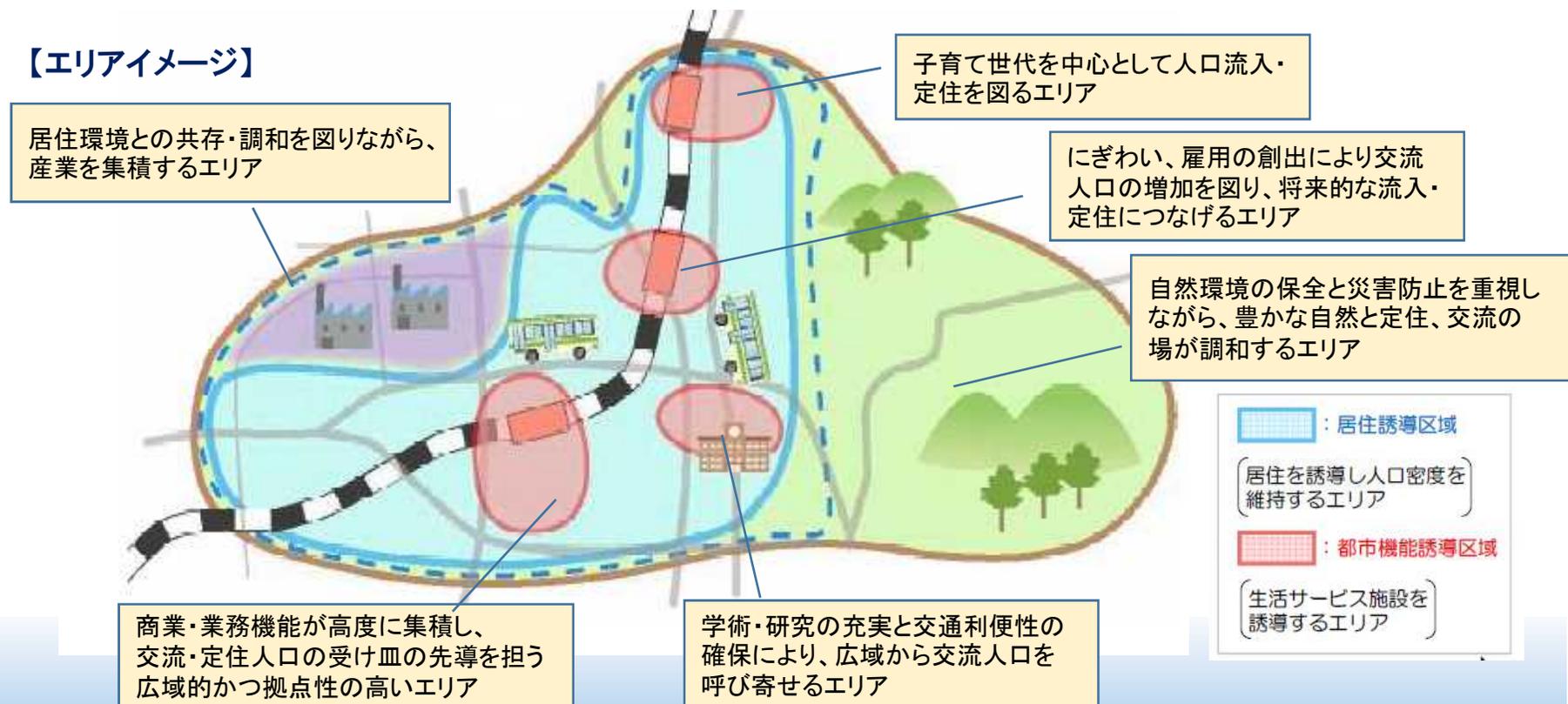
- スマートシティとは、『先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組みであり、Society5.0の先行的な実現の場』*とされている。
- ICTなどの先端技術を活用することで、高齢化、インフラの老朽化、災害などの**様々な都市課題を乗り越える**とともに、新しい生活様式や多様化する働き方への対応など、**新たな価値を創出**することが期待される。
- 国におけるデジタル行政の進捗を踏まえて、本市においても、先端的なツールを賢く活用していく。
- 今後の行政機能のあり方を見据えて、まずは市役所業務のICT化に取り掛かり、段階的に個別施策、そして暮らしへとICTを導入し、地域課題の解決と生活の質の向上を図る。



(7) 都市構造の考え方

- 今後、順次多くの都市基盤が老朽化を迎えるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の経験を経て、都市の価値そのものが変わっていくことが想定される。
- このような中において、**市の持つポテンシャルを最大限に引き出し、より高次な都市機能を有効に発揮できるまちづくりを進めていく必要がある。**
- 市街化区域は、住居や医療、福祉、商業等の生活に必要な施設を駅周辺などの利便性の高いエリアへ計画的に緩やかに誘導し、それらを公共交通で結ぶことで、生活の質の向上や都市の魅力・活力の増進をめざす。

【エリアイメージ】



(8)財政基盤強化の考え方

- 人口・年齢の構成の変化による扶助費の増加や、公共施設・インフラ施設等の老朽化対応にかかる歳出の増加、さらには感染症や災害など未曾有の事態への備えが求められる中、将来にわたって、持続可能なまちであるためには、**盤石な財政運営を進めていくことが必須**である。
- 安定的な財政運営を図るためには、その前提として、市内産業の経営の安定化とさらなる発展、就労環境の整備による市民所得の向上を図り、**市内の経済を維持・発展**させることが重要である。
- そのことが、ひいては税収の増加へとつながり、その税収を大切に、**住民福祉をはじめとして行政が担うべき必要な施策にしっかりと充当**し、市民一人ひとりの安心と信頼、さらには希望と喜びにつなげていく、という好循環を生み出す。
- また、行政運営についても、新しい取組みに積極的に取り掛かる一方で、既存の取組みについては、不断の見直し・再編を行うなど、**都市経営的な視点**をもって、**歳入の増加と歳出の削減**に取り組んでいく。
- そのためには、サービスとコストのバランス感覚に対する職員の意識醸成や、ICTを活用した業務効率化など、行政改革を進めるとともに、「公でしかできないこと、すべきこと」「公と市民や民間が連携して進めること」など、**公民連携や住民自治の発想**によって、人材やノウハウ、資金の活用や歳入を生み出す仕組みの構築など、様々な主体との連携と分担を行いながら、まちづくりを進めていく。

【民間事業者】

市内産業の経営安定化・活性化

- ・ 販路開拓や事業拡大
- ・ 雇用創出
- ・ 市内大学との連携による人材育成
- ・ 市内大学の研究と産業技術の連携

【市民】

就労環境の安定化・活性化

- ・ いきがい創出、さらなる挑戦
- ・ 所得向上



地域経済の好循環



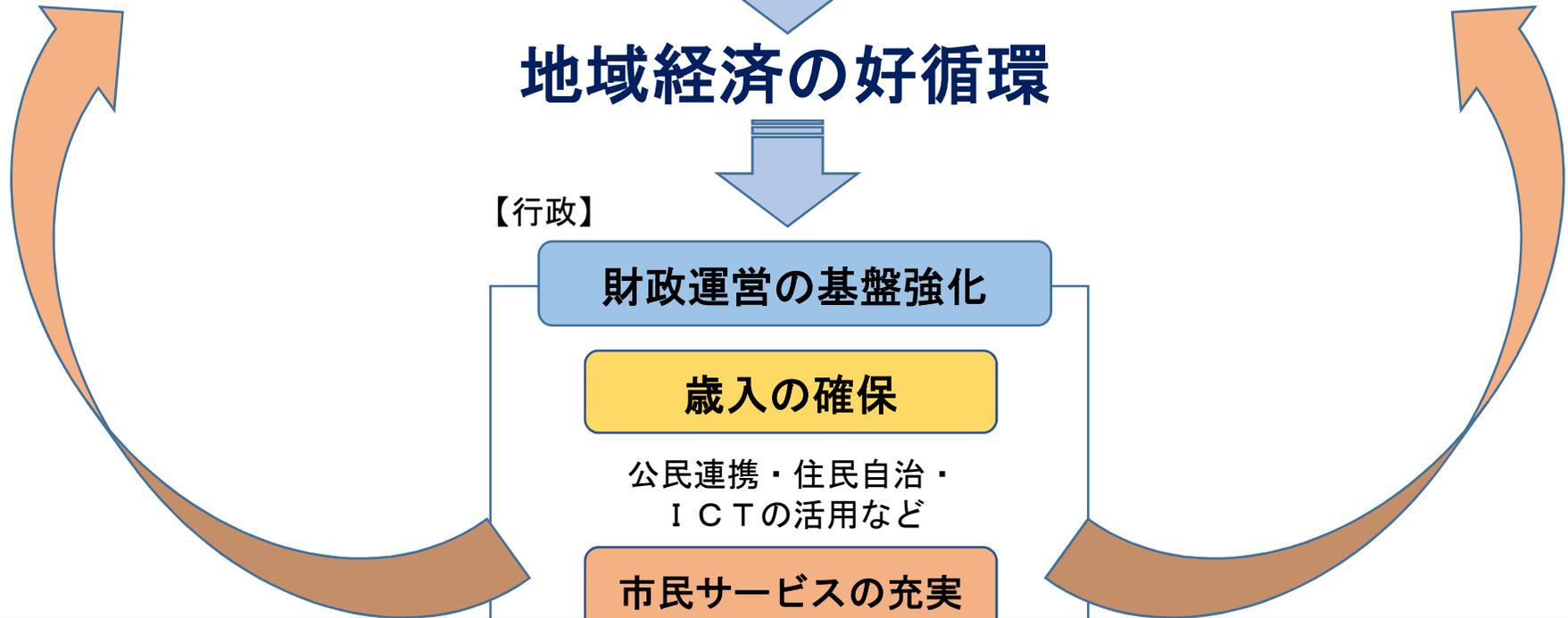
【行政】

財政運営の基盤強化

歳入の確保

公民連携・住民自治・
ICTの活用など

市民サービスの充実

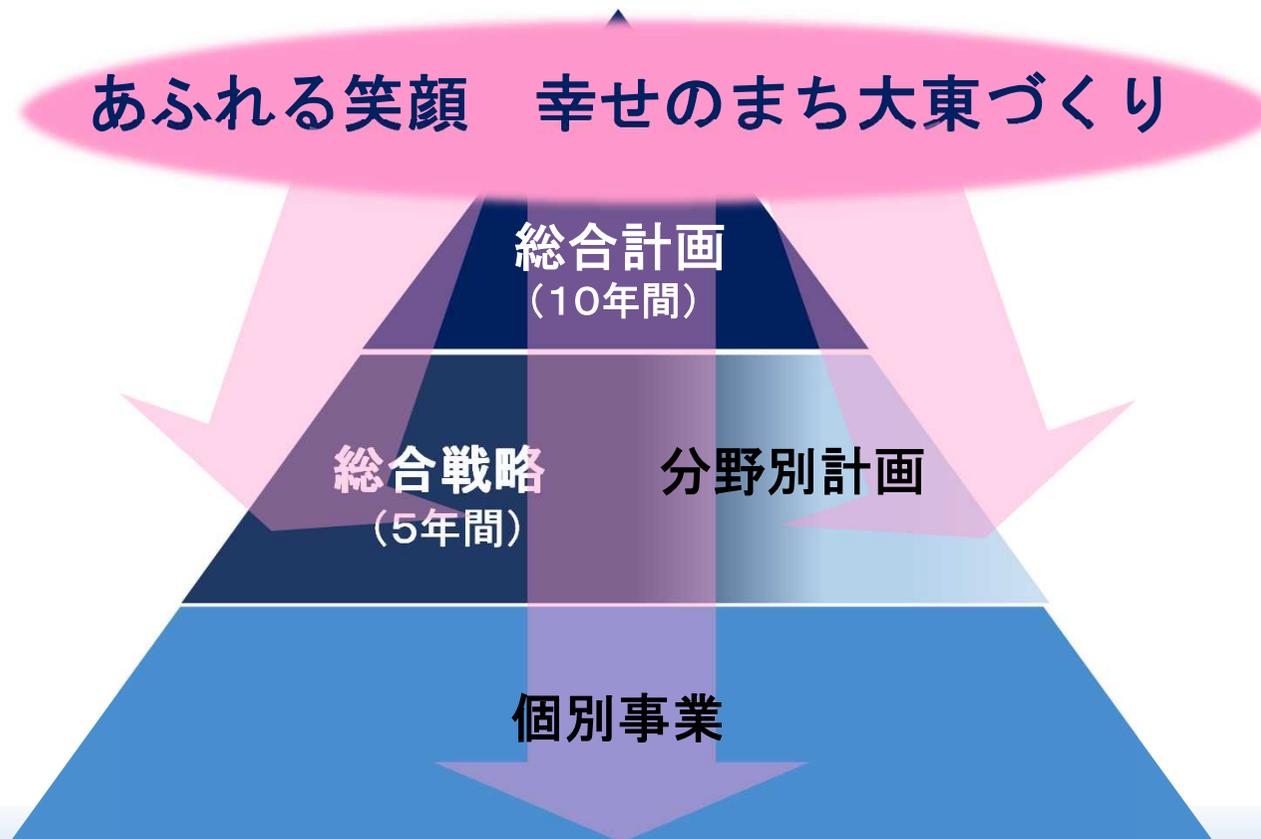


(9)分野別計画について

本計画は、本市の全ての分野別計画に通ずる共通の理念と方向性をさし示す「**総括**」としての役割と、個々の手法や施策などは各分野の計画に「**分権**」を進める役割を有している。

「**総合戦略**」及び「**分野別計画**」は、本計画に掲げる理念と方向性に基づき**策定し、実行していくものとする。**

◎参考資料:分野別計画一覧



第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目 次

第3章 第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成	3-2
(2) 基本的な考え方	3-3
(3) 施策体系と重点分野	3-5
(4) ①重点分野の取組み	
1. 危機管理の徹底	3-6
2. エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出	3-9
3. 健康寿命の延伸	3-15
4. 確かな学力の向上と教育環境の充実	3-19
5. 出産や子育ての安心と魅力の創出	3-25
6. チャレンジする人と産業の後押し	3-29
②総合戦略の推進を下支えする体制 ～行政サービス改革～	3-32
(5) 総合戦略の検証について	3-36

(1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成

目的・位置づけ

- まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を図ること及び「東京圏への一極集中の是正」を図ることを目的として定めるもの。
- 「**第5次大東市総合計画**(以下本章において「総合計画」という。)**」に定める理念に基づいて、「まち」「ひと」「しごと」の3分野における重点的な施策を示す。**

計画期間

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの5年間

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直しを図るものとする。

計画の構成

- (1) 計画の目的・位置づけ・計画期間・構成
- (2) 基本的な考え方
- (3) 施策体系と重点分野
- (4) ①重点分野の取組み
②総合戦略の推進を下支えする体制 ～行政サービス改革～
- (5) 総合戦略の検証について

(2) 基本的な考え方

- 今後、ICT※が加速度的に進展するとともに、「選ばれるまち」としての地方間の競争が一層激しくなることが予測される。
- また、新型コロナウイルス感染拡大の経験を経て、新しい生活様式、働き方をはじめとするライフスタイルや社会の仕組みの変化、ICTの急速な普及による人と人とのつながり方の変化など、暮らしそのものが大きく変わり、それが新しい日常として常態化する“ニューノーマル※時代”を迎えつつある。
- 「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」の理念に則り、多様性を認め合い、一人ひとりの幸せの実現を図るため、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下本章において「総合戦略」という。)を推進していくためには、こうした社会の変化を的確に捉えるとともに、大東らしさを付加し、他市との差別化を図り、機動性と先進性、柔軟性を備えた躍動感あふれる戦略を打ち出す必要がある。
- 以上より、総合戦略の基本的な考え方は次のとおりとする。

1. 大東が他市に先駆けて取り組んできた「**公民連携**」、「**住民自治**」の発想により、**多様な関わり**をまちづくりに取り入れていく。
2. すべての人が活用できるよう配慮しながら、「**ICT**」をまちづくりに積極的に活用し、より効果的・効率的に施策を実行する。
3. すべての市民を対象としつつも、特に呼び込みたい世代を**メインターゲット**として、それらの人々に響く取組みを実施することで、大東への満足度や期待度を高めることをめざす。

メインターゲット(社会増※・自然増※)

- ・子育てしている世代
(これから子育てしようとしている世代)
- ・仕事をしている世代
(これから仕事をしようとしている世代)

メインターゲット(関係人口・交流人口※)

- ・近隣地域に住んでいる人
- ・過去や現在において、
大東に関わりがある(あった)人

4. 上記により、総合計画の視点である「**まちの土台の強化**」及び「**まちの付加価値の創出**」を図る。

まちづくりの理念

あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり

メインターゲット(社会増・自然増)

- ・子育てしている世代
(これから子育てしようとしている世代)
- ・仕事をしている世代
(これから仕事をしようとしている世代)

メインターゲット(関係人口・交流人口)

- ・近隣地域に住んでいる人
- ・過去や現在において、
大東に関わりがある(あった)人

まちづくりに取り入れる発想

公民連携

多様な主体者(市民・民間・他の自治体や機関など)が強みを持ち寄る

住民自治

自分たちのまちを、自分たちで創り、守り、育てる多様なまちづくりを進める

ICTの活用

Society5.0※・スマートシティ※時代の多様なツールを賢く活用する

総合戦略の取組みの方向性

多様な関わり によって

◆子育て世代に響く取組み ◆市内外に大東ファンを増やす取組み を行い、

まちの土台の強化と、まちの付加価値の創出 を図る

都市基盤・生活基盤・財政基盤の強化 大東独自の資源と人と技術を掛け合わせた魅力の創出

(3) 施策体系と重点分野

「総合計画」における「まちづくりの展開方針」に基づき、5年間で重点的に取り組む分野を次の6分野とする。
また、あわせて「行政サービス改革」を進めることにより、各分野の取組みを下支えしていく。

【総合計画「まちづくりの展開方針」】

【総合戦略における重点分野】

未曾有の災害や日常の
安全性の徹底

1 危機管理の徹底

選ばれるまちとしての
エリア価値の向上

2 エリアの価値を高める 都市整備と都市空間の創出

バーチャル※とリアルに対応した
資源磨きと発信

人生100年時代に応じた
健康づくり

3 健康寿命の延伸

学びの深化と多様化を図る
魅力的な教育

4 確かな学力の向上と 教育環境の充実

個々の価値観に沿った
出産・子育ての希望の実現

5 出産や子育ての安心と 魅力の創出

ニューノーマル時代を支える
産業支援

6 チャレンジする 人と産業の後押し

行政のデジタル化の推進による
業務の効率化と
行政サービスの充実

総合戦略の推進を下支えする体制
(行政サービス改革)

まち

ひと

しごと

(4)① 重点分野の取組み

1 危機管理の徹底



まち

▶社会情勢や課題

- ・自然災害の激甚化への対応
- ・感染症の拡大への対応
- ・多様なニーズに対応した避難環境の整備
- ・公共施設・インフラの老朽化

▶大東の特性や課題

- ・水と戦い、水を治め、水と親しんできた大東の歴史
- ・南海トラフ地震・生駒断層帯地震の脅威
- ・山際の土砂災害対策の必要性
- ・安心と信頼の庁舎づくりの必要性
- ・公共施設・インフラの老朽化

▶取組みの方向性

危機管理の徹底は、住みたいまちとして選ばれるための重要な要素でもある。新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな脅威や自然災害の激甚化の懸念など、あらゆる有事を念頭においた対策が必要である。

特に大東は、これまで水と戦い、水を治め、水と親しんできた。この歴史により、自然災害や社会変化に対応する能力を培ってきたポテンシャルがあることから、今後も多様な力を結集させることにより、大東での暮らしをどこよりも安心できるものにしていく。

- 人や地域のつながりを強化し、自分たちのまちは自分たちで守る住民自治の力(地域防災力・防犯力)を一層高めていく。あわせて、縦割り行政を排し、庁内横断的な体制で、危機管理の徹底に取り組んでいく。
- シミュレーションや災害時の現況確認などにICTを積極的に導入することで、人の力とICTの効果을掛け合わせ、相乗的に危機管理力の向上を図る。

▶KPI※

項目	現状	目標値 (令和7(2025)年度)	出典
住宅の耐震化	80% (平成27(2015)年度)	95%	大東市 住宅・建築物耐震改修計画
「災害等に対して安全・安心なまち」に対する市民満足度	24.7% (令和2(2020)年度)	54%	市民アンケート

▶具体的施策

(1)シミュレーションの徹底

項目	具体的施策
あらゆる有事を想定したシミュレーションの徹底	<ul style="list-style-type: none"> －地域防災計画の改訂と推進 －国土強靱化地域計画の策定と推進 －市民と行政が一体となった防災訓練の実施 －災害廃棄物の計画的な処理 －新型コロナウイルス感染症等、新たな危機事象に対する迅速な対応に向けた体制の構築 など
デジタル技術を活用した危機管理	<ul style="list-style-type: none"> －ドローン※による災害等現場の把握 －ICTを活用した防災・災害等の情報収集体制の構築 －デジタル防災行政無線※の整備 など
災害備蓄品の供給体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> －備蓄倉庫の効果的な配置 －災害備蓄品供給ルートのシミュレーション など

(2) 減災の推進

項目	具体的施策
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> －火災時等における消防団と連携した職員による初動体制の確立 －自主防災組織との連携 －ハザードマップ※の更新と市民への周知徹底 －市民と行政が一体となった防災訓練の実施(再掲) など
立地適正化計画「防災指針」の策定と推進	<ul style="list-style-type: none"> －ハザードエリア※(土砂災害)における移転補助制度の拡充、エリア設定による集中取組み、移転跡地の活用 －ハザードエリア(浸水)における住宅の浸水対策支援 など
情報伝達精度の向上	<ul style="list-style-type: none"> －ICT等を活用した発信方法の充実 －個別受信機等情報格差を埋める対応 －動画による避難啓発映像の配信 など
建築物の耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> －住宅耐震化(診断・設計・改修)や除却の推進

(3) 災害時における安心の確保

項目	具体的施策
安全な避難環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> －災害時要支援者への配慮 －広域避難場所や一時避難場所に通じる避難路の整備 －災害連携協定による物資や避難所の確保 など
避難長期化への対応	<ul style="list-style-type: none"> －中学校体育館へのエアコン設置 －食料や流通備蓄品等の備蓄の充実 など
行政機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> －防災拠点としての安心感を備えた庁舎機能の整備 －災害時の情報発信機能の確保 など
老朽化した公共施設・インフラの機能や配置の見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> －公共施設の機能と総量の最適化 －道路・公園・ポンプ等の都市基盤施設のストックマネジメント※計画の策定と実践 －上下水道のアセット・ストックマネジメント※の実施 など

2

エリアの価値を高める 都市整備と都市空間の創出



まち

▶社会情勢や課題

- ・新型コロナウイルス感染拡大の経験とICT化による、移動の概念や地勢的価値の変化
- ・ライフスタイルや働き方の多様化に伴う地方の価値の再評価
- ・スマートシティの推進
- ・都市空間を活用したエリア価値の向上
- ・東京一極集中の是正に向けた取組みと、それに伴う地方間の競争の激化

▶大東の特性や課題

- ・立地適正化計画に基づくコンパクトシティ※の取組み
- ・本市の強みである交通至便性の価値の変化
- ・大阪市内へ多くの通勤客が利用する沿線の拠点駅が立地
- ・豊かな自然と土砂災害警戒エリアの存在
- ・先駆的公民連携事業の実施
- ・野崎駅・四条畷駅周辺整備事業の推進
- ・「子育てするなら、大都市よりも大東市。」のブランドメッセージの発信
- ・飯盛城跡の国史跡指定に向けた取組み

▶取組みの方向性

大東のポテンシャル※を磨き、発信力を強化することで、大東でしか味わえない楽しくて快適な空間を創出する。

- 市民や民間のノウハウや資源と、大東市が有する資源を掛け合わせることで、大東にしかない空間・大東でしかできない体験へとエリア価値を高める。
- ICTを活用することで、上記のようなリアル体験をバーチャルでも味わえるようにするとともに、届けたい情報を届けたい相手に効果的かつ迅速に伝わるような発信力の強化を図る。
- まちの魅力資源の対象を、「都市空間」や「回遊性・快適性」といった概念にも広げ、大東のまちを愛し、楽しみ、発信する「大東ファン」を市内外に増やしていく。

▶KPI

項目	現状	目標値 (令和7(2025)年度)	出典
駅前の地価	四条畷駅 18万円 野崎駅 16万円 住道駅 25万円 (令和2(2020)年分)	四条畷駅 19万円 野崎駅 16.8万円 住道駅 25.5万円	国税庁 「財産評価基準書 路線価図」 (1月1日現在)
「快適な歩行者・自転車走行空間が確保されたまち」に対する市民満足度	15.4% (令和2(2020)年度)	32%	市民アンケート
住みたい自治体ランキング 関西版	ランク外 (令和2(2020)年)	30位以内 (約200自治体中)	住みたい自治体ランキング

▶具体的施策

(1)都市構造の改革

項目
<ul style="list-style-type: none"> ・野崎駅・四条畷駅周辺整備の計画的推進 ・新駅の設置検討 ・連続立体交差※の検討

(2)コンパクトシティの形成

項目	具体的施策
立地適正化計画に基づく立地誘導	<ul style="list-style-type: none"> ー都市機能誘導区域※内への誘導手法の制度化 ー居住誘導区域※内への誘導促進(前述立地適正化計画防災指針の推進) など
コンパクトなまちをいかした都市機能の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ーシェアオフィス※・サテライトオフィス※等サードワークプレイス※の整備に向けた仕組みづくり など

(3) 老朽施設の再編とあわせたエリア再生

項目	具体的施策
公営住宅の再編とあわせた エリア価値の創出	<ul style="list-style-type: none"> －北条まちづくりプロジェクト★第Ⅱ期構想の推進 －深野園住宅の建て替え －公営住宅の活用とそれを契機としたエリア再生 －普通財産の積極貸付又は売却 など
公共施設のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> －Wi-Fi環境の整備と活用 －公共施設の機能と総量の最適化(再掲) など
既存ストックの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> －社宅等公営住宅の有効活用 －起業支援などによる空き家活用 －子育て世帯の空き家活用支援 など

(4) 都市空間の活用

項目	具体的施策
公民連携リードプロジェクトの 検証を踏まえた ネクストプロジェクトの構築	<ul style="list-style-type: none"> －住道駅前デッキや末広公園を多くの人を楽しめる豊かな場として有効活用 －大東ズンチャッチャ夜市★の周辺商業者・店舗等への波及効果の拡大 など
都市公園の価値向上	<ul style="list-style-type: none"> －P-PFI※の活用 －誰もが楽しめる特色ある公園再整備 －多目的広場の利用充実 など
周辺自治体や企業と連携した沿線 まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> －大東市・四條畷市・JR西日本の三者によるモデル事業 など
回遊性の高い都市空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> －市民主体のコミュニティ交通導入の推進・コミュニティバスの再編 －道路・水路跡地・下水道敷等を連動させた安全な道路空間の創出 －自転車通行空間の創出 など
居心地の良い滞留空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> －住道駅前デッキや末広公園を多くの人を楽しめる豊かな場として有効活用(再掲) －景観条例の重点地区指定による景観形成 など

(5) 未来につなぐ環境づくり

項目	具体的施策
環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> －プラスチックごみ削減の取組み「だいとうプラスチックごみゼロ宣言」 －食品ロス※削減の推進 －ZEB※(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を視野に入れた環境にやさしい庁舎機能や公共施設の検討など

(6) まちに対する市民の愛着の醸成

項目	具体的施策
住民自治活動の深化	<ul style="list-style-type: none"> －地域課題を解決する機能と権限を備えた全世代地域市民会議★のさらなる進展
文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承	<ul style="list-style-type: none"> －飯盛城跡の国指定史跡の周知啓発 －平野屋新田会所跡等文化財群の保全活用方針の検討 －地域のまつり等の記録による継承 など

(7)ブランディングの強化と発信力の向上

項目	具体的施策
飯盛城跡の国史跡指定を契機とした来街意欲の喚起と東部地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> －史跡のCG※化・AR※化 －関連グッズの開発・販売 －飯盛城跡へ誘導する案内表示の充実 －東部地域の活性化を図る交流施設等の整備検討 －野外活動センターの機能強化 など
メインターゲットに効果的に届ける発信力の強化	<ul style="list-style-type: none"> －メインターゲットに最短でリーチする効果的な手法を用いた発信 －「子育てするなら、大都市よりも大東市。」のブランドメッセージにかかる取組みの集中発信 －子育てアプリ※★の拡充や子育て施策をまとめた発信ツールの更新 －AR等新たなデジタルコンテンツ※の作成 －総合計画・総合戦略で示す大東のまちづくりのPR強化 など
広報チャネルの拡充と市民や民間が主体となる発信戦略	<ul style="list-style-type: none"> －知りたい情報＋関連する情報を効果的に発信する媒体や機能の充実 －民間の発信ツールを活用した魅力発信 －民間が活用しやすい標準的なバス情報フォーマット(GTFS)※によるコミュニティバス情報整備 など

3 健康寿命の延伸



まち

ひと

▶社会情勢や課題

- ・人生100年時代の到来
- ・超高齢化社会への対応
(介護人材不足、フレイル※対策など)
- ・元気な高齢者の増加
- ・生涯活躍のまちの推奨
- ・高齢化の進展による社会保障費の増大
- ・新型コロナウイルス感染症等新たな健康脅威

▶大東の特性や課題

- ・大東元気でまっせ体操による健康寿命延伸と介護費削減、居場所づくりへの寄与
- ・大東シニア総合大学健康学部等、健康意識の向上に向けた独自の取組みの実施
- ・地域リハビリテーションの発祥の地ともいわれる先駆的な取組み
- ・障害者への市独自の就労支援
- ・全国比較における健康寿命の低迷
- ・大阪・関西万博の盛り上がりへの期待

▶取組みの方向性

これまで取り組んできた健康づくりの素地をアドバンテージとして、人生100年時代を先導する心も身体も元気なまちを築く。

- それぞれの身体状況や生活状況に応じて活躍できる場や交流できる場を創出し、年齢に関わらず社会に様々な形で参画する機会を設ける。このことにより、生きがいや楽しみ、ひいては心の健康・身体の健康につなげていく。
- 人材不足が懸念される介護分野において、積極的にICTを取り入れるとともに、介護がまだ身近ではない年代から社会保障の課題に触れることで、将来に向けた人材育成につなげる。
- 介護をする側、される側の双方を支える環境づくりを進めるとともに、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざす。

▶KPI

項目	現状	目標値 (令和7(2025)年度)	出典
健康寿命	平均寿命 (平成27年) 男性:80.0歳 女性:86.4歳 健康寿命 (平成27年) 男性:77.99歳 女性:82.22歳 ※平成29年 男性:78.7歳 女性:82.7歳	平均寿命の延びを上回る健康寿命の延伸	大阪府調べ
特定健康診査受診率	28.7% (令和元(2019)年度)	34.7%	大東市調べ
主観的な健康感 (健康だと感じる人の割合)	75.7% (令和元(2019)年度)	86%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(65歳以上の市民を対象としたアンケート)

▶ 具体的施策

(1) 全世代健康づくりの推進

項目	具体的施策
身体の中からの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> －健康的な食事を摂るための「(仮称)食から元気でまっせ」の推進(仮称:だれでも食堂) －パラリンピックスポーツに触れる機会の拡充 －バーチャルを活用したスポーツの振興 など
検診(健診)受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> －マイナンバーカード等ICTを活用した健康データの管理 －総合がん検診制度の構築 －かかりつけ医による受診勧奨 －子育てアプリによる検診等の通知 －医療データをもとにしたハイリスク※者への個別アプローチ など
歩いて暮らせるまちづくりと連動した運動習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> －オンラインの健康イベント等の実施 －バリアフリーが整った道路の整備 など
フレイル対策	<ul style="list-style-type: none"> －身体状況に合わせた介護予防活動の推進 －高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 など

(2) 社会参画による生きがいづくり

項目	具体的施策
一人ひとりの経験や意欲をいかした働く機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> －高齢者の経験をいかした介護施設等での補助 －すき間時間で労働可能な高齢者向けマッチング※アプリ・人材バンクの開発 －ハローワークとの連携による障害者への大東版就労サポートの推進 など
役割と居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> －全年齢型の通い・交流の場の創出 －高齢者による子育て相談対応 など

(3) 高齢者を支え合う環境づくり

項目	具体的施策
地域包括ケアシステムの強化	<ul style="list-style-type: none"> －地域包括支援センターにおけるICTを活用した介護相談機能の強化 など
すべての世代で支える意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> －中学校での職場体験学習(介護体験等) －就労的活動支援コーディネーターと連携した高校・大学での介護実習単位化による将来の人材育成 など
AI※やICTの積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> －介助や見守り等の介護ロボットの活用 －高齢者の医療情報等のデータ管理 －ICTを活用した高齢者の孤立化防止 など
介護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> －地域包括支援センターにおけるICTを活用した介護相談機能の強化(再掲) －認知症サポーター★・生活サポーター★活動のさらなる推進 －介護離職防止のためのテレワーク※支援 など

4

確かな学力の向上と 教育環境の充実



ひと

▶社会情勢や課題

- ・目まぐるしく変化する社会への対応
- ・ICTの急速な進展
- ・学びの個別最適化、個性を伸ばす教育への対応
- ・グローバル化※に伴う世界を視野に入れた人材育成の推進
- ・新しい時代を切り拓くための「生きる力」の育成

▶大東の特性や課題

- ・学力向上推進事業や言語活動推進事業など、特徴ある取組みの推進
- ・学校・家庭・地域教育の担いわけと連携の推進
- ・学力向上の取組みによる学力改善傾向
- ・市の魅力としての教育のさらなる情報発信
- ・学校施設の老朽化

▶取組みの方向性

大東ならではの彩り豊かな教育機会の創出によって、学びの個別最適化を図り、一人ひとりの学ぶ意欲を喚起する。

- 学力向上の取組みを一層推進し、学力の底力を育てる。
- 民のノウハウを活用した多彩な大東オリジナルの教育メニューを提供する。
- 家庭・地域・学校・企業等が連携して、まち全体で子どもたちを守り、育てる意識を醸成する。
- 学びの深化や個別最適化、誰一人取り残さない教育を後押しするツールとしてICTの積極的な活用を図る一方で、発達段階で必要な「人と人の豊かな関わり」にもきめ細やかに取り組んでいく。

▶KPI

項目	現状	目標値 (令和7(2025)年度)	出典
全国学力・学習状況調査の標準化得点	【小学校】 国語:98 算数99 【中学校】 国語:98 算数:97 理科:97 (令和元(2019)年度)	100以上	全国学力・学習状況調査
不登校児童・生徒数(千人率)	17.8人 (令和元(2019)年度)	0人	大東市教育委員会事務局調べ
「学校に行くのは楽しい」と感じる 児童・生徒の割合	【大東市】 小学校:79.8% 中学校:75.0% 【国】 小学校:85.8% 中学校:81.9% (令和元(2019)年度)	国平均以上	全国学力・学習状況調査

▶ 具体的施策

(1) 学力の向上

項目	具体的施策
学力の定着に向けた取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> －外部人材の活用による授業改善の取組み強化 －家庭における学習習慣の定着の推進 －教職員の授業力向上に向けた研修の促進 －ICTを活用した学びの深化と補完的な学習の推進 －小学校での教科担任制の導入 など
教育内容・環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> －GIGAスクール構想※の実現によるICT教育の推進 －英語教育の充実 －労働観や自立心を育成するキャリア教育の推進 －少人数学習の推進 －部活動における拠点校方式による実施 など

(2) 学校・家庭・地域の担い分けと連携

項目	具体的施策
学校の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> —学力向上推進事業による授業改善の取組み強化 —教育研究フォーラム・教員スキルアップ講座の実施 —校務支援システムの導入等による教員の働き方改革の推進 など
家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> —家庭教育支援チームによる学校・児童生徒・保護者の支援 —家庭教育支援とネウボランドだいたう*との連携強化 —地域で家庭教育の応援を担う人材の育成 —オンラインによる家庭教育相談の実施 —家庭・学校・地域応援企業等との連携 など
地域の教育力の活用	<ul style="list-style-type: none"> —コミュニティ・スクール※の導入 —学校における地域人材の活用 など
教育と福祉の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> —ネウボランドだいたうにおける就学前後の円滑な子どものケアの推進 など

(3) 次代を見据えた、新しい教育の実施

項目	具体的施策
学びを継続する体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> －GIGAスクール構想の実現によるオンライン環境の整備 －個別最適化された学習体制の構築 など
特色ある教育の創出と強化	<ul style="list-style-type: none"> －学校での学習に加え子どもたちの深い学びを促す多様なメニューを備えたオンライン学校の創設 －英語教育の充実(再掲) －小中一貫教育の全市展開 －オンライン等を活用した特色あるキャリア教育の実施 －就労的活動支援コーディネーターと連携した高校・大学での介護実習単位化による将来の人材育成(再掲) など

(4) 多様な教育機会の創出

項目	具体的施策
学校以外の学びの場の創出	<ul style="list-style-type: none"> －教育支援センター「ボイス」*の充実 －オンライン環境の発展的活用 －学校での学習に加え子どもたちの深い学びを促す多様なメニューを備えたオンライン学校の創設(再掲) など
ユニバーサルデザイン※に基づく授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> －ICT等の活用により障害の有無に関わらず個に応じて学べるインクルーシブ教育※の推進 など
健やかな心身の発達を促す食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> －子どもの食育に資する学校給食のあり方検討 など

(5) 学校施設・設備等の安全性の構築

項目	具体的施策
学校施設・設備の安全性・機能性の向上	— 小中学校長寿命化計画に基づく計画的な改修・修繕 など

(6) 生涯学べる環境の整備

項目	具体的施策
本市ならではの学習資源の開発	— 電子図書館等の図書館機能の充実 — VR※等による歴史資源の活用 — 総合計画・総合戦略で示す大東のまちづくりのデジタル教材の開発 など

5 出産や子育ての安心と魅力の創出



ひと

▶社会情勢や課題

- ・働き方の多様化への対応
- ・仕事と出産、子育ての両立が難しい環境(L字カーブ※・M字カーブ※)
- ・個々の価値観に基づく結婚や出産、子育ての希望の実現の必要性

▶大東の特性や課題

- ・ブランドメッセージ「子育てするなら、大都市よりも大東市。」の打ち出し
- ・保育所待機児童ゼロの推進
- ・比較的高齢化率の低いまちを維持
- ・全国に先駆けてネウボランドだいたいとうや駅前送迎ステーション★を創設

▶取組みの方向性

個人の価値観に応じた出産、子育てに対する主体的な選択を応援し、その実現を阻害する要因を取り除くとともに、子育てを楽しめる環境を構築し、「子育てするなら、大都市よりも大東市。」のブランド力の強化と定着を図る。

- 子育て世代の流入・定住の促進に加えて、出産と子育ての希望の実現を図る。
- 子どもの成長に応じて生じる様々な期待や不安を受け止める切れ目のない支援により、子育てへの安心と信頼を醸成し、あわせて、子ども自身の「子育て※」をサポートしていく。
- 出産や子育てによって何かを諦めることなく、むしろチャレンジする機会となるよう、子育てメニューの多様化を図る。

▶KPI

項目	現状	目標値 (令和7(2025)年度)	出典
年間出生数	809人 (令和元(2019)年)	1,000人	大東市調べ
若年者層(0~14歳・20~44歳)の 社会増減※	△164人 (令和元(2019)年度)	社会増	総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告
「保育環境が充実した子育てしやすい まち」と感じる人の割合	19.2% (令和2(2020)年度)	56%	市民アンケート

▶具体的施策

(1) 個々の価値観に応じた出産・子育ての希望の実現

項目	具体的施策
出産の希望を叶える支援	<ul style="list-style-type: none"> — 一般不妊治療費等の助成 — 0歳~18歳の切れ目ない支援(ネウボランドだいたう) ※下記詳述 — 多様な働き方に応じた保育体制の充実 ※次頁詳述 — 子育て世帯の空き家活用支援(再掲) など
親と子の健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> — 出産後間もない産婦の健康ケアの充実 — 新生児・乳児の健診機会の充実 など
切れ目のない子育て環境の構築 (ネウボランドだいたうの機能拡充)	<ul style="list-style-type: none"> — 就労活動の支援 — 子育てアプリとの連携 — オンラインによる子育て相談 — 障害児支援強化 — 学校や家庭との連携強化 — 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携による就学前後の円滑な子どものケアの推進(再掲) など

(2) 仕事も子育ても介護もチャレンジできる環境づくり

項目	具体的施策
多様な働き方に応じた保育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> －保育の需要に見合った保育利用枠の確保 －北条まちづくりプロジェクト第Ⅱ期構想と連動した認定こども園の創設 －保育機能と連携したサードワークプレイスの整備に向けた仕組みづくり －育児休業・介護休業を取得しやすい企業の認定登録制度の導入 －ネウボランドだいとうにおける就労相談窓口の拡充 －子育て中の親の再就職支援・ひとり親家庭等に寄り添った就労支援 －地域型保育事業※(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)等の推進による、多様な働き方の支援 －子育て短期支援事業★やファミリー・サポート・センター★等による一時的な保育対応の充実 など

(3) 子どもの成長を促す環境の整備

項目	具体的施策
支え合う子育て体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> －全年齢型の通い・交流の場の創出(再掲) －高齢者による子育て相談対応(再掲) －民生委員等地域人材による子育て訪問支援 など
多様な子育てニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> －多目的広場の利用充実(再掲) －オンラインによる子育てイベントの開催 －ICT等の活用により障害の有無に関わらず個に応じて学べるインクルーシブ教育の推進(再掲) など

(4) 安全・安心の子育て環境づくり

項目	具体的施策
子育て情報の発信強化	<ul style="list-style-type: none"> －子育てアプリを活用した防犯情報の発信 －子育てアプリによる検診等の通知 －子育て施策をまとめた発信ツールの更新 など
安全な子育て環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> －小中学校長寿命化計画に基づく学校施設の安全性・機能性の向上(再掲) －子育て世代にも優しい公園の再整備 など

6

チャレンジする 人と産業の後押し



ひと

しごと

▶社会情勢や課題

- ・社会情勢の変化に対応した産業基盤の確立と新産業創出の必要性
- ・テレワークの普及等によるオフィス需要の変化
- ・AI※時代に求められる創造的人材の育成
- ・働き方の多様化への対応
- ・高齢化の進展による介護人材や産業の担い手不足
- ・女性や高齢者等、潜在的労働力の喚起
- ・仕事と出産、子育ての両立が難しい環境(L字カーブ・M字カーブ)

▶大東の特性や課題

- ・ものづくり産業の集積
- ・市内企業における人材不足・人材育成
- ・女性の就業率が全国平均以下
- ・D-Bizや産官学連携の実績
- ・公民連携事業の素地
- ・大阪都心への通勤沿線の主要駅が存在

▶取組みの方向性

社会情勢の変化に対応しうる柔軟性と強靭性を備えた産業基盤の構築を図る。加えて、ICTの進展等、時代の変化を見据えた新技術などへのチャレンジ支援や、非製造業も含めた産業誘致なども検討し、ものづくり産業とそれ以外の産業が重層的かつ相乗的に、地域経済を支えるまちを築いていく。

- ものづくり産業と教育機関の集積という大東の強みをいかし、就学から就職・勤労に至るまで切れ目なく人を育てる仕組みを構築する。
- 時代の変化にも揺らぐことなく企業競争力を維持・強化できるよう、ICTの活用や大学の研究と連携した産業技術の向上などの支援を行う。
- 新たな産業誘致やスタートアップ※などを後押しし、大東を支える産業のすそ野を拡大する。

▶KPI

項目	現状	目標値 (令和7(2025)年度)	出典
地域職業相談室からの就職件数	897件 (令和元(2019)年度)	1,200件	大東市調べ
全産業の付加価値額 (万円/事業従事者1人あたり)	458万円 (平成28(2016)年) 大阪府:585万円	大阪府 付加価値額以上	総務省・経済産業省 経済センサス-活動調査結果
創業者件数	42件/年 (令和元(2019)年度)	50件	大東市調べ
「産業(商業・工業など)が元気な 活力のあるまち」と感じる人の割合	15% (令和2(2020)年度)	50%	市民アンケート

▶具体的施策

(1) 産業の基盤強化

項目	具体的施策
市内大学と連携した産業技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> —大学における研究シーズ※集の発行 —産学共同研究などによる新分野進出促進 など
企業競争力の維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> —ICTの活用支援による企業の競争力の強化 —就学から就職・勤労に至るまで切れ目なく人を育てる市内企業人材育成プラットフォームの設立 など
企業の働き方改革の支援	<ul style="list-style-type: none"> —テレワーク等ICT環境の整備支援 —育児休業・介護休業を取得しやすい企業の認定登録制度の導入(再掲) —社宅等公営住宅の有効活用(再掲) など

(2) 新しい生活様式や産業構造の変化を捉えたチャレンジ支援

項目	具体的施策
新しい生活様式への対応支援	<ul style="list-style-type: none"> －テレワーク等ICT環境の整備支援(再掲) －シェアオフィス・サテライトオフィス等サードワークプレイスの整備に向けた仕組みづくり(再掲) など
新しい財やサービスの創出につながる成長産業へのチャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> －都市型農業やコミュニティビジネス※の展開 －空き家活用起業支援 －シェアオフィス・サテライトオフィス等サードワークプレイスの整備に向けた仕組みづくり(再掲) など
民間企業と連携したSDGsの推進	<ul style="list-style-type: none"> －民間企業によるSDGsの推進の後押し など

(3) いきいきと活躍できる場づくり

項目	具体的施策
市内企業と市内大学・近隣高校との連携による多様な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> －市内・近隣学生の就労マッチング －就学から就職・勤労に至るまで切れ目なく人を育てる市内企業人材育成プラットフォームの設立(再掲) －工業高校の学生の企業訪問や交流 など
年齢を問わず活躍できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> －高齢者がその意欲に合わせて働く場や居場所づくり など

(4)② 総合戦略の推進を支える体制 ～行政サービス改革～



▶社会情勢や課題

- ・デジタル庁の創設など、国をあげたデジタル行政の推進
- ・縦割行政排除の強化
- ・行政サービスに対するニーズの多様化

▶大東の特性や課題

- ・行政サービスや内部業務のデジタル化の遅れ
- ・庁舎機能のあり方検討
- ・インフラ更新や新型コロナウイルス感染症の影響など、厳しい財政運営の見込み

▶取組みの方向性

民間事業者や市民の「発想力」「資金力」と、地域経済の好循環から生み出された大切な税や大東ファンから集まったふるさと納税などの「行政が有する資源」を融合することにより、強靱な財政基盤の確立を図るとともに、デジタル化が進むこれからの時代にふさわしい行政サービスの実現に向けて不断の改革を行い、総合戦略を着実に推進していく。

- 庁舎機能の検討とあわせて、ICTの活用をはじめとした市民・利用者目線に立った行政サービスの提供のあり方や、生産性を高める職員の働き方を進める。
- 業務の効率化や行政サービスの利便性向上の先には、「モバイル職員」を見据え、自ら地域に出向き、様々な地域課題に対応できるような体制を築いていく。

▶KPI

項目	現状	目標値 (令和7(2025)年度)	出典
経常収支比率※	103.1% 【大阪府平均】 96.7% (暫定値) (令和元(2019)年度)	大阪府平均以下	大東市調べ
将来負担比率※	将来負担なし	「将来負担なし」を維持	大東市調べ
地方公共団体が優先的にオンライン化すべきとされている手続のオンライン化率(本市にかかるもの)	12.8% (令和2(2020)年度)	81%	内閣官房 デジタルガバメント実行計画
「インターネットやSNS※により必要な行政情報が得やすいまち」と感じる人の割合	16.7% (令和2(2020)年度)	55%	市民アンケート

▶ 具体的施策

行政サービスの充実

項目	具体的施策
ICTを活用した行政サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> －手続きのオンライン化 －キャッシュレス決済の導入 －オンライン相談 －AIでのQA回答 －オープンデータ※の充実 －マイナンバーカードの取得促進 －窓口予約制等の滞留時間短縮の仕組みづくり など

市役所業務の効率化

項目	具体的施策
ICTを活用した業務の効率化や高度化	<ul style="list-style-type: none"> －RPA※の拡充 －AI-OCR※の試験導入 －ICT化に沿った業務プロセスの構築 －デジタル庁の動きと連動した基幹系システムの更新 －定例的かつ全庁的な事務手続きのシステム化 など
流動的な人員配置	<ul style="list-style-type: none"> －デジタル専門人材派遣の活用 －民間との人事交流 －柔軟な応援体制の構築 など
効率的な公共施設等の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> －行政サービスの向上・業務の効率化をめざした庁舎機能の検討 －公共施設の機能と総量の最適化(再掲) など

一人ひとりのパフォーマンスと市民サービスの向上に資する職員の働き方改革

項目	具体的施策
多様な働き方の導入	<ul style="list-style-type: none"> －テレワーク等による柔軟な働き方の推進 －オンライン会議環境の整備 など
個々の希望に応じたキャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"> －育児休業や介護休暇が取得しやすい組織風土づくり －民間との人事交流(再掲) など

財政運営の基盤強化

項目	具体的施策
持続可能な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> －新公会計制度を活用した事業の評価と見直し －基金の有効活用 －(仮称)財政運営基本条例の策定 など

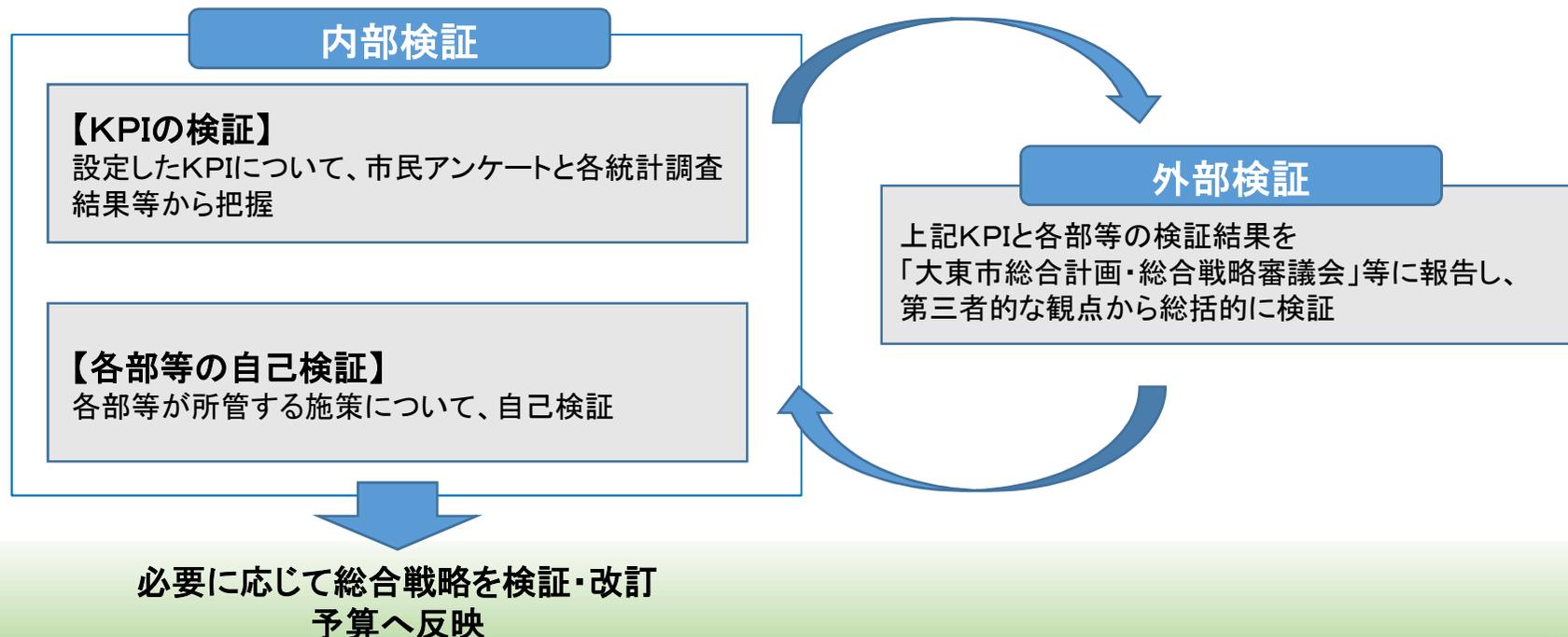
広域連携の推進

項目	具体的施策
生活圏域の視点に立った近隣自治体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> －大東市・四條畷市広域連携協議会によるまちづくりの検討 －大阪広域水道企業団との統合効果の検討 など

時間や空間に制限されない未来志向の行政サービスの提供

(5) 総合戦略の検証について

- 毎年度、KPIの達成状況及び定性的な進捗状況の確認・検証を行い、必要に応じて、施策やその下に紐づく事業のブラッシュアップ※を図る。
- 確認・検証作業にあたっては、行政内部による自己検証に加え、「大東市総合計画・総合戦略審議会」等においても意見を聴取する。
- また、予算への反映が必要な場合については、中長期的視点に立った健全な財政運営を図ることを基本に、「財政運営基本方針」や「中期財政収支見通し」等に基づき優先順位を見極めるとともに、「予算編成方針」等において、その考え方を明らかにした上で、予算を配分していくものとする。
- また、検証結果を踏まえ、総合戦略の柔軟な見直しを図るものとする。



幸せデザイン 大東 参考資料



目 次

第4章 幸せデザイン 大東 参考資料

(1)大東市総合計画改訂方針	4-2
(2)大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針	4-3
(3)審議会等名簿	4-4
(4)審議会等検討経緯	4-8
(5)関連法規等	4-9
(6)諮問・答申	4-25
(7)分野別計画一覧	4-33
(8)用語集	4-36
(9)市の施策解説集	4-44
(10)出典	4-46
(11)SDGsの17のゴール	4-47

4. 参考資料

令和元年9月2日

大 東 市

(1) 大東市総合計画改訂方針

大東市総合計画の改訂について

平成13年に第4次大東市総合計画を策定してから18年が経過し、次期計画期間への移行時期を迎えている。

この間、少子高齢化や労働力人口の減少が進む一方で、ITはさらなる進展を遂げるなど、社会は大きく変動した。

このような中、総合計画は、この変化に柔軟に対応し、持続可能な市政運営を行うことに加え、今後さらなる発展を遂げるための指針となるものでなければならない。

その上で、総合計画を根幹として展開されるさまざまな施策により、本市が「住みたいまち」「働きたいまち」「楽しめるまち」「安全・安心なまち」として選ばれるまちへと進展することが望まれる。

総合計画の具体的な改訂にあたっては、次の点に留意し、策定することとする。

- (1) まちの将来像や、目標・政策の判断基準となる視点など、まちづくりを進める上で、行政及び市民をはじめとする、本市に関わる主体共通の指針となる計画とする。
- (2) これまでの取組の検証を行い、その結果をもとに取り組むべき方向性を打ち出す。
- (3) 社会動向に加え、人口問題や都市基盤・都市構造の問題などのさまざまな地域課題を分析し、将来像を形成する。
- (4) 「中期財政収支見通し」の内容を踏まえ、経営的観点に基づいた計画とする。
- (5) 人口動向や中長期的な将来人口推計などにより将来展望をまとめた「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及びまちづくりにおける基本的方向や重要施策をまとめた「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な議論を行う。
- (6) 行政はもとより、本市に関与する全ての人・団体の共通の指針となるよう、市民や民間事業者など、さまざまな主体の意見をヒアリングしながら策定を進めることとする。
- (7) 将来に向けて、マーケティング力やマネジメント力を発揮し得るフレキシブルな組織機構や人事制度を検討する。

(2)大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針

令和元年9月2日
大 東 市

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

平成27年度に大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定してから4年が経過し、次期戦略の策定期を迎えている。

この間、本市においては、将来にわたって人口バランスを保ち、持続可能な大東を引き継いでいくため、大東でしか体験できない付加価値の高い暮らし方、すなわち「大東スタイル」の実現に向け、取組を進めてきた。

これまで推し進めてきた、市民や民間を主役に据え、大東ならではの特徴を磨く政策の成果を検証するとともに、今後、更なる発展を遂げるための新たな戦略の立案が必要となっている。

総合戦略の具体的な改訂にあたっては、次の点に留意し、策定することとする。

- (1) まちづくりを進める上で、重点的に取り組むべき施策・目標について、行政及び市民をはじめとする、本市に関わる主体共通の指針となる戦略とする。
- (2) これまでの取組の検証を行い、その結果をもとに取り組むべき方向性を打ち出す。
- (3) 社会動向に加え、人口問題や都市基盤・都市構造の問題などのさまざまな地域課題を分析し、戦略を立案する。
- (4) 「中期財政収支見通し」の内容を踏まえ、経営的観点に基づいた戦略とする。
- (5) 市の方向性を示す最上位計画である大東市総合計画との一体的な議論を行う。
- (6) 行政はもとより、本市に関与する全ての人・団体の共通の指針となるよう、市民や民間事業者など、さまざまな主体の意見をヒアリングしながら策定を進めることとする。
- (7) 将来に向けて、マーケティング力やマネジメント力を発揮し得るフレキシブルな組織機構や人事制度を検討する。

(3) 審議会等名簿

① 令和元年度 総合計画審議会

区分	No	所属	氏名
1号委員 市議会議員	1	公明党議員団	大東 真司
	2	清新会	品川 大介
	3	自民党議員団翔政会	北村 哲夫
	4	大阪維新の会	石垣 直紀
2号委員 学識経験者	5	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
	6	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
	7	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
3号委員 関係行政機関の職員	8	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	幡中 力
	9	大東市 副市長	西辻 勝弘
4号委員 市民代表	10	大東市区長会 会長	北村 允
	11	大東商工会議所 常議員	高島 登
	12	大東青年会議所 理事長	森 崇倫
	13	大東市民生委員児童委員協議会 副会長	寺本 一司
	14	公募市民	松井 由起子
	15	公募市民	土山 純

②令和元年度 総合戦略推進会議

No	所属	氏名
1	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
2	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
3	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
4	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	幡中 力
5	大東市 副市長	西辻 勝弘
6	大東市区長会 会長	北村 允
7	大東商工会議所 常議員	高島 登
8	大東青年会議所 理事長	森 崇倫

③令和元年度 総合計画・総合戦略審議会

区分	No	所属	氏名
1号委員 市議会議員	1	公明党議員団	大東 真司
	2	清新会	品川 大介
	3	自民党議員団翔政会	北村 哲夫
	4	大阪維新の会	石垣 直紀
2号委員 学識経験者	5	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
	6	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
	7	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
3号委員 関係行政機関の職員	8	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	幡中 力
	9	大東市 副市長	西辻 勝弘
4号委員 市民代表	10	大東市区長会 会長	北村 允
	11	大東商工会議所 常議員	高島 登
	12	大東青年会議所 理事長	森 崇倫
	13	大東市民生委員児童委員協議会 副会長	寺本 一司
	14	公募市民	松井 由起子
	15	公募市民	土山 純

④令和2年度 総合計画・総合戦略審議会

区分	No	所属	氏名
1号委員 市議会議員	1	公明党議員団	東 健太郎
	2	大阪維新の会	木田 伸幸
	3	清新会	品川 大介
	4	Jimin翔政会	中河 昭
2号委員 学識経験者	5	和歌山大学 名誉教授	三吉 修
	6	大阪産業大学経営学部商学科 教授	澤登 千恵
	7	四條畷学園短期大学ライフデザイン総合学科	伊東 めぐみ
3号委員 関係行政機関の職員	8	大阪府政策企画部企画室計画課 課長補佐	津崎 洋介
	9	大東市 副市長	野田 一之
4号委員 市民代表	10	大東市区長会 会長	萩原 清
	11	大東商工会議所 副会頭	川村 常雄
	12	大東青年会議所 理事長	亀井 泰慶
	13	大東市民生委員児童委員協議会 副会長	寺本 一司
	14	公募市民	松井 由起子
	15	公募市民	土山 純

(4) 審議会等検討経緯

年度	月日	内容
令和元年度	6月27日	総合計画策定委員会
	8月 5日	総合計画審議会
	8月 5日	総合戦略推進会議
	11月 5日	総合計画・総合戦略策定委員会
	12月 9日	総合計画・総合戦略審議会
	1月27日	総合計画・総合戦略策定委員会
	2月 3日	総合計画・総合戦略審議会
令和2年度	7月 8日	総合計画・総合戦略審議会
	8月31日～9月2日	総合計画・総合戦略策定委員会(市長面談による意見交換)
	10月16日	総合計画・総合戦略策定委員会
	10月29日	総合計画・総合戦略審議会
	11月18日	総合計画・総合戦略策定委員会
	11月24日～12月1日	総合計画・総合戦略審議会(書面による意見聴取)
	12月11日	総合計画・総合戦略策定委員会
	1月14日	総合計画・総合戦略審議会
	1月18日	総合計画・総合戦略策定委員会

※「総合計画審議会」「総合戦略推進会議」は、令和元年9月に統合し、「総合計画・総合戦略審議会」に再編したもので、それぞれ大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)に基づく審議会である。

※「総合計画策定委員会」「総合計画・総合戦略策定委員会」は、大東市の要綱に基づく特別職(市長を除く)及び理事・部長級職員からなる庁内会議である。

(5) 関連法規等

① 大東市自治基本条例

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。

そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していかなければなりません。

私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることのできる大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会及び市長等の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民 市内で在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関をいう。

(最高規範性)

第3条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、市民、事業者、議会及び市長等は、これを誠実に遵守しなければならない。

第2章 市民と事業者

(市民の権利と責務)

第4条 市民は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画(政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。)する権利を有する。

2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。

(事業者の権利と責務)

第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動において環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。

第3章 議会

（議会の役割と責務）

第6条 議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、牽制(けんせい)し、調査する機能を有する。

2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。

（開かれた議会）

第7条 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 議会は、会議の公開や、情報の積極的な提供により、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。

（議員の責務）

第8条 議員は、市民の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自己研鑽(けんさん)に努めなければならない。

第4章 市長等

（市長等の役割と責務）

第9条 市長等は、地方自治の本旨にのっとり、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確に選択して総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めなければならない。

2 市長等は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）と、市政の課題を解決するために、協働（それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むことをいう。以下同じ。）に努めなければならない。

3 市長等は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行わなければならない。

第5章 市政運営

（総合計画）

第10条 市は、計画的な市政運営を行うため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択し、市民満足に努めなければならない。

（財政運営）

第11条 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況をわかりやすく公表しなければならない。

2 市は、市の財産について、適正な管理と効率的な運用に努めなければならない。

（行政評価）

第12条 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければならない。

（行政手続）

第13条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民その他関係者の権利利益を保護するため、行政手続の基準を明確にしておかなければならない。

（情報公開）

第14条 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の知る権利を保障し、市政への参画を促進するため、必要な市政情報を積極的に提供するものとし、市政の推進に役立つ情報については、市民等からも積極的に市に提供するなど、互いに情報を共有できるように努めなければならない。

3 市は、市民等との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話に当たっては、市民等が参画しやすい環境を設けるものとする。

（個人情報保護）

第15条 市及び事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

（組織及び職員）

第16条 市は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営の確保に努めなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者として市民等の信託に応えることができるよう、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

（法令遵守）

第17条 市及び職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

（公益通報）

第18条 市は、公益通報（市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

（広域行政）

第19条 市は、国、大阪府及び他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。

第6章 協働と参画

（協働のまちづくり）

第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。

2 市及び市民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。

（市民等と行政との協働推進）

第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。
（人材づくり）

第22条 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。
（子どもの育成）

第23条 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。

（コミュニティ）

第24条 市民等は、防災など地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織（以下「コミュニティ」という。）に対し、協力するよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

（危機管理）

第25条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。

3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関、市民等との連携、協力を努めなければならない。

第7章 意思表示

（パブリックコメント）

第26条 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

（意見、要望への対応）

第27条 市は、市民等から市政一般に関する意見や要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

（住民投票）

第28条 18歳以上の市内に在住する者（永住外国人を含む。）は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。

3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、尊重しなければならない。

第8章 補則

（条例の見直し）

第29条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民等の意見を広く聴かなければならない。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

②まち・ひと・しごと創生法

平成二十六年法律第百三十六号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（基本理念）

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第十九条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

③大東市総合計画審議会規則

平成30年3月23日
規則第10号

（趣旨）

第1条 この規則は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第3条の規定に基づき、大東市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項についての調査審議に関する事務が終了する日までとする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は審議会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、戦略企画部戦略企画室において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

附 則（平成30年規則第58号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

④大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議規則

平成27年12月22日

規則第48号

改正 平成30年12月21日規則第58号

廃止 令和元年9月25日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、まち・ひと・しごと創生に関し識見を有する者又は公募市民のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は推進会議の会議への出席を求めその説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、戦略企画部戦略企画室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日以後最初に招集される推進会議の会議の招集及び会長が選任されるまでの間の推進会議の会議の主宰は、市長が行う。

附 則（平成30年規則第58号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の委員である者の任期は、この規則による廃止前の大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議規則第2条第2項の規定にかかわらず、同日に満了する。

⑤大東市総合計画・総合戦略審議会規則

(5) 関連法規等（大東市総合計画・総合戦略審議会規則）

平成30年3月23日

規則第10号

改正 平成30年12月21日規則第58号
令和元年 9月25日規則第22号
令和2年 5月25日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市総合計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項についての調査審議に関する事務が終了する日までとする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が共に互選されていないとき又は会長及びその職務を代理する者が共に事故あるとき若しくは欠けたときにおける審議会の会議の招集及びこれらの場合における審議会の会議の主事は市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は審議会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、戦略企画部戦略企画室において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

附 則（平成30年規則第58号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

(6) 諮問・答申

① 諮問書

大東戦略企第195号
令和元年8月5日

大東市総合計画審議会
会長 三吉 修 様

大東市長 東 坂 浩 一

第4次大東市総合計画の改訂について(諮問)

標記について、大東市総合計画改訂方針案を別添のとおり作成しましたので、貴審議会の意見を求めます。

① 答申書

令和元年8月30日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市総合計画審議会
会長 三 吉 修

第4次大東市総合計画の改訂について(答申)

令和元年8月5日付け大東戦略企第195号で諮問のありました大東市総合計画改訂方針案について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当と認め、下記のとおり答申します。

記

大東市総合計画改訂方針について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

1. 将来ビジョンについては、これまでの施策を十分検証した上で、今後の社会動向を見極めながら、目指すべき姿を設定されたい。
2. 市民が住みたい・住み続けたいと感じられるよう、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、市民の力を最大限に発揮できるまちづくりを推進されたい。
3. 本市を取り巻く環境の変化や社会情勢を的確に捉え、それらに柔軟に対応できる計画とされたい。
4. 本市が将来にわたり持続的に発展するため、本市の持つ交通至便性や豊かな自然、地域文化などのポテンシャルや魅力を活かす等、独自施策を都市経営的視点を持って強化するとともに、その発信に努められたい。
5. 市民が身近に感じられる大東市総合計画となるよう努めるとともに、PR方法を工夫し、積極的に周知されたい。
6. 目指すべき姿とその実現に向けたプロセスを、一連の体系の中で捉えられるよう、「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に議論されたい。

② 諮問書

大東戦略企第194号
令和元年8月5日

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
会長 三吉 修 様

大東市長 東 坂 浩 一

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(諮問)

標記について、大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針案を別添のとおり作成しましたので、貴推進会議の意見を求めます。

②答申書

令和元年8月30日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
会長 三 吉 修

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(答申)

令和元年8月5日付け大東戦略企第194号で諮問のありました大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針案について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当と認め、下記のとおり答申します。

記

大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

1. 人口目標等については、社会動向や今後の人口推計を考慮するとともに、これまでの施策を十分検証した上で、目指すべき姿を設定されたい。
2. 本市が今後5年間で重点的に取り組むべき分野及び施策について、十分に精査されたい。
3. 本市が持続的に発展するため、都市経営的視点を持って独自施策の強化に努められたい。
4. 本市の持つ交通至便性や豊かな自然、地域文化などのポテンシャルや魅力を活かす取組みを推進されたい。
5. 市民が身近に感じられる大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略となるよう努めるとともに、PR方法を工夫し、積極的に周知されたい。
6. 目指すべき姿とその実現に向けたプロセスを、一連の体系の中で捉えられるよう、「大東市総合計画」と一体的に議論されたい。

③ 諮問書

大東戦略企第322号
令和元年12月9日

大東市総合計画・総合戦略審議会
会長 三吉 修 様

大東市長 東坂 浩一

第4次大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(諮問)

標記について、大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子策定にかかる、貴審議会の意見を求めます。

令和2年3月26日

③答申書

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市総合計画・総合戦略審議会
会長 三 吉 修

第4次大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(答申)

令和元年12月9日付け大東戦略企第322号で諮問のありました大東市総合計画(以下「総合計画」という。)及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

総合計画及び総合戦略の策定について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

1. 歴史・文化や交通至便性、市民の活力や多様性など、本市が有する特性をアイデンティティとして活かした総合計画及び総合戦略とされたい。
2. 少子高齢化が進む中、まちの担い手となる人材の発掘・育成を図るとともに、コミュニティの強化や在り方についても検討されたい。
3. 本市の発展を考える上においては、市域を越えたエリア全体としての連携・協力と競争力強化を図る視点を取り入れられたい。
4. 「子育て」や「教育」、「産業」など、「住みたい」「訪れたい」市となるために必要な魅力要素については、メリハリのある施策を打ち出すとともに、その発信力強化に努められたい。
5. 多様な価値観や年齢層の人々を受け入れられる寛容性と、一人ひとりが自分らしく暮らせる柔軟性を持ったまちづくりを検討されたい。
6. 総合計画及び総合戦略を推進するための土台となる財政基盤の強化を図るとともに、市民や民間と行政の役割分担と連携により、時代の変革に即したまちの発展を推進できる体制について検討されたい。

④ 諮問書

大東戦略企第127号
令和2年7月8日

大東市総合計画・総合戦略審議会
会長 三吉 修 様

大東市長 東坂 浩一

第4次大東市総合計画および大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の
改訂について(諮問)

標記について、第4次大東市総合計画および大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂にかかる、貴審議会の意見を
求めます。

④ 答申書

令和3年1月20日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市総合計画・総合戦略審議会
会長 三 吉 修

第4次大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について(答申)

令和2年7月8日付け大東戦略企第127号で諮問のありました大東市総合計画(以下「総合計画」という。)及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の改訂にかかる諮問について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

審議の過程で各委員から出された主な意見を次のとおりとし、総合計画及び総合戦略の改訂案については、妥当と認める。

1. メインターゲットを絞り、メリハリのある施策を展開しながらも、その取組みがすべての市民の幸せの実現へとつながるよう配慮すること。
2. 本市に居住する市民はもとより、周辺地域から本市を訪れたり、関心を寄せたりする「交流人口」や「関係人口」の増加にも取り組み、新たなまちづくりの担い手の育成を図ること。
3. SDGsやスマートシティなど、社会全体で取り組むべき課題について、国や府をはじめ社会全体の最新の動向を把握し、市民生活の利便性や質の向上に向けた取組みを進めること。
4. 防災や健康など、市民の安全・安心の徹底をまちづくりの土台として一層確かなものにしていくこと。また、ジェンダーフラットな観点に基づく働きやすいまちづくりを進め、出産や子育ての希望の実現を図るとともに、これからの時代を力強く生き抜く子どもたちの教育に重点的に取り組み、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進すること。
5. 市内産業について、社会情勢の変化にも柔軟に対応しうる経営基盤を築くとともに、新しい企業や人のチャレンジを支援し、産業の裾野拡大を図ること。また、その一助とするため、学生・学校・企業・自治体間の連携を強化すること。
6. 施策を実施する際には、歳入の確保と歳出の削減の観点を持ち、中長期的な視点で適切な事業内容及び手法を選択すること。また、将来負担を先送りすることのないよう、持続可能な財政基盤を確立すること。
7. 新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴うICTの発展、ライフスタイルの多様化など、変化を続ける社会情勢に迅速に対応できるよう、継続して検証を行うとともに、必要に応じて柔軟な見直しを図ること。
8. 総合計画、総合戦略は、ともに計画を進める市民と共有できるよう、広く周知に努めること。その際、平易な文言や図を用いるなど、市民の理解促進を図る工夫を行うこと。

(7) 分野別計画一覧

分野	計画名	計画期間
まち・ひと・しごと	大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3(2021)～令和7(2025)年度
人権	大東市人権行政基本方針	策定年度:平成17(2005)年度
	大東市男女共同参画社会行動計画	令和元(2019)～令和10(2028)年度
防災	大東市国民保護計画	策定年度:平成10(2007)年度 直近改訂年度:平成20(2008)年度
	大東市地域防災計画	策定年度:昭和36(1961)年度 直近改訂年度:平成26(2014)年度
公民連携	大東市公民連携基本計画	策定年度:平成28(2016)年度
産業	大東市産業振興ビジョン	策定年度:平成19(2007)年度
環境	大東市環境基本計画	平成28(2016)～令和7(2025)年度
	大東市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	令和元(2019)～令和12(2030)年度
	大東市一般廃棄物処理基本計画	令和3(2021)～令和12(2030)年度
	大東市災害廃棄物処理計画	策定年度:令和2(2020)年度
市民生活	大東市全世代地域市民会議基本方針	策定年度:平成27(2015)猿渡 直近改訂年度:平成28(2016)年度

分野	計画名	計画期間
福祉	大東市地域福祉計画	令和元(2019)～令和5(2023)年度
	大東市総合介護計画	令和3(2021)～令和5(2023)年度
	大東市子ども・子育て支援事業計画	令和2(2020)～令和6(2024)年度
	大東市障害者長期計画	平成28(2016)～令和7(2025)年度
	大東市障害福祉計画	令和3(2021)～令和5(2023)年度
健康	大東市健康増進計画(健康大東21)	平成27(2015)～令和6(2024)年度
	大東市自殺対策計画	令和元(2019)～令和10(2028)年度
	大東市特定健康診査等実施計画	平成30(2018)～令和5(2023)年度
まちづくり	大東市都市計画マスタープラン	平成24(2012)～令和3(2021)年度
	大東市立地適正化計画	平成30(2018)年～令和12(2030)年度
	大東市住宅マスタープラン	令和4(2022)～令和13(2031)年度
	大東市バリアフリー基本構想	令和4(2022)～令和13(2031)年度
	大東市景観計画	策定年度:令和元(2019)年度
	大東市空家等対策計画	令和4(2022)～令和13(2031)年度
	大東市公共交通基本計画	令和3(2021)～令和12(2030)年度
	大東市緑の基本計画	平成29(2017)～令和12(2030)年度
	大東市住宅・建築物耐震改修促進計画	平成29(2017)～令和7(2025)年度

分野	計画名	計画期間
教育	大東市教育大綱	令和3(2021)～令和7(2025)年度
	大東市教育ビジョン	令和元(2019)～令和3(2021)年度
水道	大東市水道ビジョン	令和3(2021)～令和12(2030)年度
	大東市水道施設アセットマネジメント耐震化・再構築計画	平成30(2018)～令和9(2027)年度
	大東市下水道施設ストックマネジメント事業	平成30(2018)～令和5(2023)年度
行政	大東市行政改革指針	平成30(2018)～令和3(2021)年度
	大東市公共施設等総合管理計画	平成29(2017)～令和8(2026)年度
	大東市公共施設等個別施設計画	令和3(2021)～令和12(2030)年度
	大東市市有財産利活用基本方針	策定年度:平成28(2016)年度
	大東市人材育成基本方針	策定年度:平成30(2018)年度
	大東市財政運営基本方針	策定年度:平成30(2018)年度

など

(8)用語集【※】

	用語	説明
ア行	アセットマネジメント	長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するため、これらを組織的に実践する活動(資産管理)のこと。
	アプリ	アプリケーション・ソフトの略で、目的にあった作業をする応用ソフトウェアのこと。ゲームやメール・音楽プレイヤー・動画再生などのソフトウェアを意味する。
	イノベーション	新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などにより、経済発展等がもたらされるとする概念。
	インクルーシブ教育	個々が必要とする様々な合理的配慮を行った上で、障害のある者となない者が共に学ぶこと。
	インフルエンサー	SNS等を通じて情報発信し、それによって多くの人に影響を与える人のこと。
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、「営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの」「機械判読に適したもの」「無償で利用できるもの」の、全ての項目に該当する形で公開されたデータのこと。

	用語	説明
力行	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。
	グローバル化	文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行なわれるようになり、地球規模で統合・一体化される趨勢のこと。
	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示したもの。
	交流人口	観光者等でその地域を訪れる人々のこと。
	子育て	子ども自身の発育や知性・感性の発達に目を向け、その力をサポートすること。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めること。
	コミュニティビジネス	地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。
	コンパクトシティ	都市の中心部に、生活に必要なさまざまな機能を集約し、効率的で持続可能な都市とする政策・考え方のこと。

	用語	説明
サ行	サードワークプレイス	家をファーストプレイス、会社のオフィスをセカンドプレイスとしたときに、自宅でも会社でもないオフィス同様の環境で働ける補助的な場所のこと。
	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィスのこと。
	シーズ	将来花開き、実を結ぶ可能性の高い事項をイメージした言葉。
	社会増減	人口動態に関する統計で、転入・転出による人口の増減。
	シェアオフィス	同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィスのこと。
	ジェンダー	社会的・文化的な性差のこと。
	自然増減	人口動態に関する統計で、出生・死亡による人口の増減。
	標準的なバス情報フォーマット(GTFS)	バス事業者と利用者との情報の受渡しのための共通フォーマットのこと。経路検索に必要な時刻表や運行経路等の「静的情報」と、遅延情報や位置情報などリアルタイムで変動する「動的情報」の2種類を備えている。General Transit Feed Specificationの略。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品。

	用語	説明
サ行	スタートアップ	始めることや立ち上げること。類例のない新規の事業分野においてビジネスを開始する新興企業(いわゆるベンチャー企業)の意味で用いられる場合が比較的多い。
	ストックマネジメント	施設を資産として捉え、施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産状態を予測するとともに、予算制約を考慮して施設を計画的、かつ、効率的に管理する手法のこと。
	スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組みであり、Society5.0の先行的な実現の場のこと。(国土交通省ホームページ「スマートシティ官民連携プラットフォーム」より)
タ行	ダイバーシティ	性別、人種、国籍、宗教、年齢など、様々な多様性を受け入れ、活かすこと。
	地域型保育事業	小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(従業員の子どもや地域で保育を必要とする子どもが対象)のこと。
	デジタルコンテンツ	コンピューターなどのデジタル機器で再生できる静止画、動画、音楽、文章などの情報のこと。
	デジタル防災行政無線	市役所から市民等に対して、直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである「防災行政無線」がデジタル化されたもの。これにより、多様化・高度化する通信ニーズ(画像伝送・データ伝送等)への対応も可能となる。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。
	ドローン	プロペラを搭載した小型無人航空機のこと。

	用語	説明
ナ行	ニューノーマル	社会的に大きな影響を与える出来事が、社会に変化を起し、新しい常識や常態が生まれること。ウイズコロナ、アフターコロナ時代における、新しい生活様式が定着した日常のこと。
ハ行	バーチャル	実体を伴わないさまのこと。仮想的。疑似的。
	バーチャルリアリティ	仮想現実のこと。限りなく実体験に近い体験が得られるもの。
	ハイリスク	危険性が高いこと。
	ハザードエリア	国が決めた基準で、都道府県が現地を調査して指定されているエリアのこと。がけの傾斜角度や高さが一定の条件以上の場合で、危害のおそれのある土地が「イエローゾーン」、著しい危害のおそれのある土地が「レッドゾーン」に指定される。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
	5G(ファイブジー)	「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長を持つ次世代の移動通信システム。
	フィードバック	評価。意見。反応。
	ブラッシュアップ	能力や技術力など今あるものに対して磨きをかけ、さらに良くすること。
	フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。
	包摂	一定の範囲の中に包み込むこと。
	ポテンシャル	潜在的な力。

	用語	説明
マ行	マッチング	種類の異なるものを組み合わせること。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のこと。
ラ行	連続立体交差	鉄道と幹線道路とが2か所以上で交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心間距離が350m以上あること。さらに鉄道と道路とを同時に3か所以上で立体交差させ、かつ2か所以上の踏切道を撤去すること。
ワ行	ワークライフバランス	仕事も家庭や地域生活も調和のとれた、充実した生活のこと。

用語集(アルファベット)【※】

	用語	説明
A	AI	人工知能のこと。
	AI-OCR	手書きの書類や帳票の読み取りを行い、データ化する技術のこと。
	AR	拡張現実のこと。現実世界に3Dデータや動画等のデジタルコンテンツを表示し、情報を補足する技術のこと。
C	CG	コンピュータを使って描かれた図形や画像のこと。
G	GIGA(ギガ)スクール構想	義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画のこと。
I	ICT	通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。
	IoT	自動車や家電、ロボット、施設などのあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すというもの。
K	KPI	重要業績指標(施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標)のこと。
L	L字カーブ	女性の年齢階級別の正規雇用労働者比率を示す指標を表す言葉。女性の正規雇用が20代後半をピークに下がり続けるグラフが、L字形に見えることから名づけられた。
M	M字カーブ	女性の年齢階級別の労働力率を示す指標を表す言葉。結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するグラフが、M字形に似た曲線を描くことから名付けられた。

	用語	説明
P	P-PFI(パーク・ピーエフアイ)	都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間の事業者を公募し選定する制度のこと。
R	RPA	PCを用いた事務作業の一連の作業を、自動化できるソフトウェアロボットのこと。
S	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
	Society5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会で、IoT(Internet of Things)やロボット、AI(人工知能)、5G等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」のこと。(内閣府ホームページより、大東市編集)
V	VR	バーチャルリアリティ(仮想現実)のこと。
Z	ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	建物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となる建物のこと。

(9) 市の施策解説集【★】

	用語	説明
ア行	駅前送迎ステーション	お子さまをお預かりし、専用のバスで市内の保育施設へ送迎する拠点となるJR住道駅近くにある施設のこと。
カ行	子育てアプリ	子育てに便利な情報を発信するアプリ「Webランドダイトウ」のこと。親子で参加できるイベント情報や、市内の子育て関連施設のマップ情報を掲載しているほか、必要な情報を登録していただくことで、お子さんの年齢の応じたお知らせや、予防接種、検診の情報をプッシュ通知でお知らせするサービス。
	子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が、疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、一定期間、養育および保護を行う事業のこと。
サ行	大東ズンチャッチャ夜市	住道駅前デッキで、3月から11月の毎月最終水曜日の夜に(変更の場合あり)開催されるナイトマーケットのこと。
	生活サポーター	高齢となり、家事ができなくなるなどで困っている人を援助する住民参加型のサービスを行う人のこと。
	全世代地域市民会議	市民が地域で主体的にまちづくりに参画し、住民自治の推進を図るため、自治区を最小単位として市民が集まり、まちづくりの課題について議論を重ね、自主的な運営をおこなっていくもの。

	用語	説明
タ行	大東ビジネス創造センター(D-Biz)	中小企業の売上向上や起業する方の夢の実現をサポートする産業支援拠点。無料の経営相談で相談者の強みを見つけ、お金をかけずに知恵やアイデアで、中小企業の力を売上に代えることを目指す。
ナ行	ネウポランドだいとう (子育て世代包括支援センター)	妊娠・出産・子育てに関する総合窓口。妊娠期から18歳までの子育てに関する情報提供窓口を一本化し、子育て家庭を適切な機関につなぎ、必要なアドバイスを行うなど、スムーズで切れ目のない相談支援を行う。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者のこと。
ハ行	パートナーシップ宣誓制度	互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に同居し、相互に協力し合うことを約束したお二人で、その一方または双方が性的少数者であるお二人からの宣誓書の提出を受けて、認められた場合にパートナーシップ宣誓書受領書および受領証を交付するもの。
	ファミリー・サポート・センター	子育てのサポートをしてほしい人と子育てのサポートをしたい人が一時的な子育てのサポートを行う会員組織のこと。
	教育支援センター「ボイス」	学校に行きたくても行けない不登校状態が続いている児童生徒のための場所。
	北条まちづくりプロジェクト	市営住宅の建て替え事業に留めることなく、「公民連携」により一体的なまちづくりを行うものであり、少子高齢化や公共施設の老朽化など、北条地域が抱える課題を乗り越えると同時に、北条地域の良好な住宅地としての魅力を引き出し、エリア全体の価値を高めていくことを目的としたプロジェクト。

(10) 出典【*】

ページ	内容	出典元
第1章 1-7	夫婦が理想の子ども数を持たない理由	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」2015年より
第1章 1-7	日本の高齢化の推計	内閣府「令和元年版高齢者白書」より
第1章 1-19	大東市における小児科診療所の施設数	日本医師会「地域医療情報システム」より
第2章 2-11	高齢者の「若返り」	日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」より
第2章 2-12	関係人口とは	「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(内閣府)より
第2章 2-18	Society5.0とは	内閣府ホームページより、大東市編集
第2章 2-21	スマートシティとは	国土交通省ホームページ「スマートシティ官民連携プラットフォーム」より

(11) SDGsの17のゴール

○2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。

○「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする**17の国際目標**（その下に169のターゲット、232の指標が決められている）。



□：国連広報センター作成

出典：内閣府資料

印刷物番号

3 - 1 1
